

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-184）」

2. 日時：令和4年10月31日（月） 13時30分～16時05分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、田尻主任安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、高梨安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 再処理・MOX 設工認総括副責任者 他12名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ

グループマネージャー 他1名

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略G 課長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. その他

提出資料

「共通 09 再処理施設 別紙 1-2 各設備と系統機能の関連性」

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 令和4年10月21日

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に関する資料提出」

- ・ 令和4年10月27日
「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	旅行を開始しました。
0:00:02	藤規制庁シミズです。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。
0:00:07	本日のヒアリングは、令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、資料を基にヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:18	まず規制庁側の出席者を紹介いたしますと本庁会議室からタジリタカナシミズ
0:00:26	とその他WEBからコサクフジワラオオハシオオオカカミデ。
0:00:35	以上になります。
0:00:36	それでは日本原燃の方から出席者の紹介をし議題の構成の説明をお願いします。
0:00:43	はい、本庄辨野ナカハマでございます。
0:00:47	これ原燃側の出席者を紹介いたします。
0:00:51	村野。
0:00:54	欲しい。
0:00:55	セガワ。
0:00:57	個人の
0:00:58	向こう。
0:00:59	今はもう、
0:01:01	西井か。
0:01:03	カキザキ。
0:01:04	ナカムラ。
0:01:06	ヤマザキ。
0:01:07	トキ。
0:01:08	ナカハマ以上になります。
0:01:11	本日も確認いただきます資料でございますけれども、共通09申請対象設備の選定となります。
0:01:19	これは山中の方から書、説明を開始させていただきます。
0:01:24	はい。日本原燃の田仲です。本日も説明させていただきますのは、共通09のリビジョン26ということで、令和4年10月21日に提出したものに基きましてご説明させていただきます。
0:01:36	まず初めに、本文の方に関しましては、10月12日に事実確認させていただいた点に、際にご指摘いただいた件の

0:01:47	回答を、本文の方を中心にまずご説明させていただくと、いうのと、先週 10 月 24 日共通 08 のヒアリングにおいてですね、一部主配管の名称等について、
0:02:00	ご質問いただいた件で、実際共通 09 を用いてご説明させていただきたいというふうにお答えしたもののについては、分離設備の共通 09、
0:02:09	Mについてご説明させていただきたいというのがあります。その他とし、残りとしましては、高レベル廃液濃縮系統、ガラス固化設備につきましては、
0:02:21	これまでご説明させていただきました業界という地域関係を中心とした網羅性、
0:02:27	ついて、さらにそういうガラスの話と、高レベル濃縮系の話で、ほぼ網羅性を補強するというところ、後程ちょっと画面共有になるんですけども、そちらの方をお示ししてですね、ご説明させていただいて、個別の設備の
0:02:44	説明に移りさせていただきたいというふうなことで、まず本文の方について、変更点のところをご説明させていただきたいと思います。はい。
0:02:54	まず表紙をめくっていただきますと、主に変更した点につきましては 7 ページのところですね右下 7 ページ。
0:03:04	主配管としない対象の例ということで、以前は再処理 M O X 共有と同様のものに予定していたんですけども、今回下線部のところの項目追加しまして、再処理のみですけども、再処理として共通だというものを追加していると。
0:03:19	というような変更を加えております。さらにページの方飛んでいただきますと、
0:03:25	まずでした。
0:03:28	20 右下 20 ページの方になります。
0:03:34	こちらの方の一段がスミアにすいません 2 段落目のところですねこちらの方でまた以降のところでは別紙 1-2 の設備区分ごとの一覧ということで、
0:03:45	友野氏を各設備ごと束ねておるというのが、再処理の、別紙 1-2 という構成になってるんですけどもこちらの方がどういう不安でついでるかというところが
0:03:57	確かにご説明がされてなかったということで、右下 27 ページ以降のところ、
0:04:05	樹形図。

0:04:07	設備区分の樹形図にも基づいて、各設備にナンバリングを振っているというのがわかるような形で、説明資料を追加させていただいております。
0:04:19	場面がちょっと追いついてないですね。
0:04:24	こちらです。はい。ごめん。
0:04:26	1個1個ご説明割愛させていただきますけどもこのような樹形図ベースで、1-2のナンバリングを振っているというのがわかるように、資料構成、追加しております。
0:04:36	はい。で、もう一つ、変更点を変更を加えた点としましては右下23ページの方に、第1表というところで、再処理施設の系統機能、
0:04:47	というところが、示している資料なんですけども、こちらの方は
0:04:52	今回お出しした資料になりますと、一番右の関連条文とこういう列がなかったんですけども今回追加させていただきました。
0:05:01	説明の過程の中で、基本的に重要で、
0:05:05	設備抽出しているというような設備が多いんですけども、関連するものとして24条、19条であったりですね25条なんですけどもそういう閉じ込めと親和性の強い条文みたいなものがある、あってですね。
0:05:18	その関連性っていうのは7-2の説明の中で口頭で
0:05:24	関連性がありますということをご説明させていただいたんですけども、その繋がりというところがですねはっきり示されてなかったということで、こちらの系統機能の方に関連条文として追加させていただいたというようなのが、
0:05:39	主な変更点になっております。はい。ちょっとすいません画面共有ということで1個共有させていただきたいところがありまして、
0:05:48	ちょっと切り換えさせていただく。
0:05:50	書いてもらえますか。
0:05:53	以上です。はい。
0:05:58	こちらの方、本来であればちょっと提出してですね、今回の今日のヒアリングに備えるべきだったんでちょっと違いがあってこちら、
0:06:08	提出できなかつたんですけども、こちらの見方としてはちょっと割愛していただけますかもう少し左上の方。
0:06:15	機。OKです。はい。で、こちらの縦軸の方は先ほど別紙1の樹形図の通り並べてますというところで、系統物を有する設備を縦に並べておりまして、ここの方、ちょっとずれ、
0:06:30	上の方連れていっていただいでよろしいですかね。

0:06:32	こちらの方が先ほどの第1表の方に示しております。当期の一覧で示しております、それぞれの設備にどういう系統機能が割り当てられているかというのは、
0:06:44	この設備、この設備の別紙1-2を見ないとわからなかったんですけども、こちらの方に全体を見れるようにしまして、従来、従来のこれまでのご説明、
0:06:56	及び提出させていただき、資料で網羅してる機能、
0:07:02	あと、道の設備とかです。設備の
0:07:05	それが似ているとかそういうところで、御説明が兼ねるかなという範囲を黄色で示しております、今回新たに追加させていただいたところがですねやはり
0:07:16	どうしても埋まらないところがございますそれが24条とか25条の液体廃棄物固体廃棄物というところが、これまでのご説明では埋めきれなかったところというところになりますので、
0:07:28	そちらの方を見渡して、さらに特徴的なもの、液体廃棄物であれば、高レベル廃液濃縮系固体廃棄物で言えば、高レベル廃液、すいません、高レベル廃液のガラス固化設備というところを、
0:07:42	浮き上がってきましたのでそちらの方を追加の代表ということで、2設備、ご説明させていただくと、というような状況になります。
0:07:51	まず、本文と今回ご説明させていただく対象設備のご説明としては、こちら、現状になります。
0:08:01	はい。
0:08:02	規制庁清水です。ちょっと進め方で確認なんですけど、ちょっと今日のヒアリングで、接種率として説明すると言ってた
0:08:12	高レベル廃液濃縮系や、高レベル廃液ガラス固化設備の件はもう後で別紙の方で説明をしていただいて、今八田説明は前回のヒアリングからの本文、共通09本分の変更点と、
0:08:28	あと今画面共有していただいているのは、網羅性、
0:08:34	の、
0:08:36	説明のために、
0:08:37	説明したってということかと思うんですけども。
0:08:41	とりあえず、
0:08:43	ここまでで規制庁側から何か確認等ございますでしょうか。
0:08:48	影響度数を幾らも確認でまず7ページなんですけど、

0:08:54	今回つい聞いた文化性のところでしていただいて、結局同様なサポートライン、杖とポンプの安全機能に関するものを除くっていう、
0:09:04	ふうに書かれてるんですけど。
0:09:06	URスティミュレートから出るのは、これは安重かどうかの差ですかね、何が違うのかちょっとなくて、その通りでございまして、
0:09:16	ウェスティングジェットポンプの系統につきましては、資料ということで、
0:09:21	抽出しておりますので、そういうわけで安全機能に関係ないものを除くとそういうような括弧書きを追加させていただいております。
0:09:30	調達ですスチームジェット本当の安全機能に関するものを除くというふうに書いていてシャン他社移管としない対象のところに引受と書かれていて、左側の図9といったのは安重。
0:09:41	昨日の試運ジェットポンプで、右側のこのスチームジェットっていうのは安重じゃないっていうジェットっていうことで呼ばせたんですか。
0:09:49	はい、南野田仲です。その通りでございます。
0:09:52	茶谷です。配管、今井将智左側の除くものの対象か安全機能に関するものの続投だけだと多分わからないので、参事矢部香田っていうんだったらそこがわかるように最低限はいただいた方がいい気がするんですけど、よろしいですか。
0:10:08	はい。日本原燃棚田です。ご指摘の趣旨、理解しましてなぜこれが安全機能に関係ないのかというところをちょっとわかるように追加で修文させていただきたいと思います。
0:10:20	ちょっと2です。ついでにチャージ分が、すいません。
0:10:26	今の多分田坂さんの
0:10:28	表現が無意識に間違っちゃっただけだと思うんですけど。
0:10:32	スチームジェットって安全機能であって、
0:10:35	田尻が言ったのは安全上重要な施設じゃないよねっていうことで聞いたはずなんですけど。
0:10:43	はい、大丈夫です。田仲です。すいません
0:10:46	草野専務とちょっと私の方の言葉がちょっと間違ってたところなんですけども、押せ、こちらが申し上げたかったこととしては、今言われた通りのこととさせていただきます。
0:11:00	はい。田尻さんどうぞ。はい、規制庁大変ありがとうございます。
0:11:03	ちょっとその他のページも気になるところサトウなんですけど、23ページのところろうなんですけど、

0:11:09	ここんところで関連のところをつけていただいたのは五つなんですけど、基本設計方針のひもづけは5のところって複数条文書いてるようなものもたまにいたと思うんですけど、複数条文確認
0:11:19	と関連条文で書くものの差って何でしたっけ。
0:11:22	直接的かそうでないかとか、
0:11:25	県民からちょっとよくわからなかったんですけど、
0:11:35	麻生。
0:11:36	はい。日本のタナカです。こちらの方で、ここで等級名称と下野番号の関係としましては金融系②で一对一になるようなものを記載しております。はい。
0:11:50	ちょっといいです。一对一っていうのはどういったものかなんですけど例えば、
0:11:58	右下 24 ページとかね
0:12:00	例えば 30 えっと上から 2 段目とかで 35 条だったら関連するやつって幾ら%項目上げたりされると思うんですけど、一对一っちゃうのばーっとどう言ってるかなんですけど要は、要求を満たすための内容、それと体制要求を満たすための内容っていうのは基本設計方針も付け番号に書かれてるやつで十分だけど、
0:12:19	それが関連、十分というのが言い方が難しいところであるんですけど直接的にそれと満たすために必要でなくても、
0:12:28	その機能の関連するものとして書くものが、関連条文ですかね例えば、この 23 ページの上から二つ目とこの十条 1 と十条を 16 が関連する条文で書かれたりするんですけど、
0:12:40	システムの負圧亥鼻 C 等、
0:12:43	これ昨日の話の関連でいうとどこで棲み分けるんでしたっけ。
0:12:49	はい。2 年の種田です。今、ご質問いただきましたこの 10 条の 1 と十条の 16 の関係性につきましては、別紙 1 の
0:12:59	資料の考え方等でご説明。
0:13:03	にあるところなんですけども、10 条の 1 の範囲と、10 条の 16 が、熟しているものがあるという、
0:13:11	設備もありますので、このような形で、関連条文とその左側の基本設計方針紐付け版というのを、同じ条文で二つ書い。
0:13:21	L というものが存在するがそういう理由になっております。
0:13:25	規制庁田尻です。重複するやつと関連するやつっていうと何かまた整理が混乱してくる気がするんですけど。

0:13:32	衛藤。
0:13:33	同じ機能でも、両方の条文いうてちょっと挙績法人要求の項目に係るもノーで受けられてるんだと思ってますけど、ちょっと最初にそこらの考え方機器関連条文チーフにつけていただいてるんすけど関連条文ってのはどういったものを指すかっていうのがわかるように書記大丈夫ですけどこれって、
0:13:51	関連条文ってこういうやつでしょとか何かどっかに書いてあっちゃ※か何か。
0:13:55	日本原燃田仲です。そちらの方の解説の方は、今日、資料の方には記載されておりませんので、今をされたような
0:14:05	どういうものかというところはちょっと補足でこの記載を拡充しなきゃなというふうにちょっと思いましたので、その同じ条文同士の関係性とかですわそういうところをもう一度ちょっとですわ、整理して、
0:14:18	表の方、
0:14:20	見直させていただければなと思いました。はい。
0:14:23	はい。日本原燃のセガワですちょっと補足をさせてください。田尻さんがおっしゃった通りですわちょっと関連条文という一つのキーワードだけでこう整理するにはちょっと、
0:14:33	不親切なまとめ方してしまっていたと思ってます
0:14:37	こういうわずらわしい十条の中に十条が入ってくるみたいなのは、まずらしい関係性持ってんのは多分十条だ形です、
0:14:45	この条文はこういう異なる条文間の関係性という形で形で整理できるはずですので、ちょっとそこを丁寧ですわ、解説加えて、
0:14:55	示すようにします。基本的には、十条と他の10条以外の条文の関係性との間、関連条文のところ整理させていただきつつ、
0:15:06	十条間の中の機能として、重複してるようなもの、自主70条の1と10、16ってのが同じようなことを結局言ってますよというようなところはそういったものは、そういったものとして徳田氏、解説するようにいたします。以上です。
0:15:22	はい。規制庁谷です口頭で西條の説明時に言われたやつも多分それに近い話言われていて共通的な方針とそれを個別に落としたときのやつで条文と申し上げるやつ書いてますっていうんで、
0:15:33	今おっしゃられたようにちょっと十条が特殊なところがあるかなというところもあったんでお聞きしたところなので、考え方はわかるようにだけしていただければと思います。

0:15:44	長鳥居です。ちなみに 23 ページ以降のこの表の單元ごとに区切ったほうがいい気がしたんで 23 ページの照岸規制庁側から他に何かございますか。
0:15:54	なければよろしいですか。
0:15:56	規制庁高梨です。同じ表なんですけれども、
0:16:02	25 ページのところの 39 条 40 条、第 40 条もしくは関係するかもしれないんですが、のところ 39 条ですね、25 ページの上から、
0:16:12	一番上ですね、一番上が 39 条なってるんですがここは五つ系統機能名称があるんですが、これの
0:16:20	右から 2 番目の基本設計方針紐付け番号ところちょっと読み方を、
0:16:25	確認させていただきたいんですが、
0:16:27	上の四つ。
0:16:29	についてる。この 39 条の何とかっていうのと、一番下の五つ目のですね 39 条の何とかっていうの数字ですねこれ。これって同じ 39 条の枝番なんですけど、
0:16:41	違うものになってないかという確認なりというのはですね、この
0:16:46	09 の後の 140。
0:16:50	7 ページだったかな。
0:16:53	147 ページだったと思うんですけど、
0:16:59	身体、39 条 140 円、147 ページからが、39 条の枝番のその広告の解説が書いてあって、さらにその後ろのですね、
0:17:13	150
0:17:16	2 ページのところから、39 条と 40 条の共通のところの番号の振ってある。
0:17:22	項目があって、先ほど言ったその 25 ページの 39 条の三つの系統項目のうち上の四つは、147 ページからの方の 39 条の何とかという番号になっていて、
0:17:34	一番下の項目だけ予算 152 ページからの項目になっているように見えてそうすると同じその 39 条の枝番でも違うなんていうものを指しているものが出てきちゃうような気がするんですが、そういうことはないのかという確認なんですがいかがでしょうか。
0:17:50	はい。直井田仲です。
0:17:53	点につきましてはこの表にですね 25 ページ、例えば一番上の基本設計方針紐づけ番号のところ、
0:18:02	薄い括弧っていうんすかね一番上の方に大体全冷却水系とかですね、

0:18:08	伝える方になりますと大体換気設備というふうに設備が分かれてきますので、それぞれの設備について、下野番号というものが設定されておりますので、同じ 39 条だとしてもその対策設備によって紐付け番号が、
0:18:22	株、それぞれ設けているというようなのが、この 39 条とか 40 条、41 条の整理の仕方になっております。
0:18:34	はい。規制庁の金田設備名込みで、番号を見るということ。
0:18:38	理解いたしましたはい。私からは以上です。はい。
0:18:44	はい。規制庁丹治です。いやちょっと続けて 27 ページで説明されたところ自分の方から行かせていただければなんですけど。
0:18:51	一応今回不安の方に関しては、昨日、はい。申し訳ない。
0:19:03	25 ページの、その基本設計方針、紐付け番号と、
0:19:09	いうことで、言われたところで、その下、
0:19:13	括弧で書いてある、その系統名が、
0:19:17	メインにあっての番号付けですっていうのは、わかりはしたんですけど、
0:19:24	心はっていうと、
0:19:28	今の冷却の関係で言えば、冷却水系と関係がありますよという、
0:19:36	音のような気がするんですけど、そうすると換気系は、
0:19:40	冷却機能喪失だけではないで、
0:19:45	そのときに、何で 39 条-だけで済むのかっていうのがちょっとよくわからなかったんですけど。
0:19:53	それでは、
0:19:57	その関係で、今度水素あってみようとすると水素には、
0:20:02	I Kはなくて、
0:20:05	I Q 換気系、
0:20:07	なくて、
0:20:09	どういう整理になったのかちょっと、もう少し補足してもらえますか。
0:20:15	はい。中里棚田です。こちらの方は換気系の方につきましては、郵便の方でも確かに同じようなルートを使いますので、
0:20:26	こちらの 40 条の関係の整理としましては関連条文の方にありますように、
0:20:34	それで同質の系統管理放出水素爆発ということで、分譲の方にもいますので、
0:20:43	こちらの方だと、市となる四条の方で関係の方がちょっと見えないような形になっておりましたので、

0:20:50	先ほど全体的な整理のところも踏まえてですね、こちらの
0:20:55	もうちょっとわかりやすくなるようにちょっとこの表を見直すべきかなというふうに。いや、すいません。日本原燃の瀬川ですけれども、ちょっと今コサクさんが疑問に思いを思いになったところをちょっと履き違えてるかもしれませんが、
0:21:10	25 ページの上から五つ目の 39 条-4 代替換気設備って書いてあるやつと、あと、もう三行ほど下がってもらったところで 40 条の、
0:21:21	40 条-4 ってい明日しまってください。
0:21:28	あれなんで、すいません。すいません。
0:21:33	あれですね 40 条のところが大體安全圧縮空気系で、
0:21:38	せる、左から右ん列目の系統機能名称のところと 40 条のところのセルへの導出系の構築及びんちゃらんちゃらと書いてあるやつですね。
0:21:48	これの行のですね、右から 2 番目のところの紐付け番号の鍵括弧の中が大體安全圧縮空気系となっておりますけれどもこれ大體換気設備の間違いですね、申し訳ございません。
0:22:01	ここ大體換気設備というふうに、
0:22:04	読み直していただくそうですね、先ほどの 39 条の 4 とか 40 条の 4 というのが、140。
0:22:14	140
0:22:18	嬉しいな。違う。100、
0:22:20	152 ページですね、152 ページのところの、
0:22:25	項目番号 4 というものに紐づいてまして、タイトルが 39 条と 40 条の大體換気設備ですよということで 39-4 と 40-4 というのが、
0:22:35	先ほどの 25 ページにひもづいているとそんな整理になっておりました。以上です。
0:22:42	はい。補足です。そうすると、
0:22:48	条文ごとそれぞれ書いていて、同じものだったりっていうのは、
0:22:54	一番右とその次とっていうので、並んでくるっていう形で今整理をされて、
0:23:03	はい、ご認識の通りです。
0:23:05	はい。
0:23:05	規制庁、わかりました。それぞれ出た、確かに
0:23:11	39 条の方も、一番右が 40 条。
0:23:15	圧縮空気系なんて何か変だっていうのは、そういうことだったのかっていう感じもしますので、

0:23:21	はい。その上でさっきの話で、この二つの業務の整理をしていただければという。
0:23:27	ます。以上です。
0:23:33	はい、規制庁谷井です。では続いてのところで自分からこれも行かせていただければと思うんですが、27ページの説明を先ほどされたところに関してなんですが、
0:23:45	江藤、とりあえず、なぜこういうふうにまとめましたっていうところばかりしてたんすけど、説明が薄かったんで一応確認なんですけど、一番左端の施設区分とかのところに関しては、事業規則なり元許可なのかわかんないすけどその表の中にちょっと現場Huberしてあって、
0:24:01	さらにシヨクブンの施設区分があるやつはその右に書いてあってそこからさらに設備区分でこの方は見れるわけていってという形で書かれていて、横に数字が書いてあるやつっていうのが今回系統図として検討とかあるんで説明するために作る
0:24:16	番号振ったやつで、横ばいになってるやつっていうのは系統としての説明とかがないから、この家例えばちょっと下へ行くと製品貯蔵とかのところって、
0:24:26	施設区分から多分木場なんかやったような気がするんですけどそういったところっていうのは対象がないから全部横浜とかそういう感じですか、何か全部がばねとかの考え方を確認してんですけど。
0:24:37	はい。日本原燃の種田です。今、田尻さんおっしゃっていただいた通りこの番号を付番されたら全部バーになっているものというのは、系統ものではないというような整理になっておりますので、
0:24:47	全部バーということになっておりまして、CTUで登場するってのはもう、ここで見てた時に数字が入ってるもの。
0:24:54	なります。
0:24:55	規制庁谷井です。何であの系統として抽出するものではなくて機能として抽出するものとか基本の方針として抽出するものとしては当然選べる形だけど、系統として説明するようなものになってないからこの長い番号のやる名前とかはつかない形で一応整理してますよとかっていうのがこの表ですかね。
0:25:13	はい。鍋田永石の通りでございます。館です。とりあえず動画を振ってるかはわかりましたこの表から見て他に規制庁側から何かあればお願いします。

0:25:22	規制庁、はいどうぞ。すいませんコサクです。関連で、想定あることは私も理解はしたんですけど、今の話のようなことがあるんだとするとですよ。
0:25:34	これ、系統っていう関係だ等、1-2の何とかという別紙になってたりするものだと思うんですけど。
0:25:44	す。今の話だとそうじゃないものっていうのがバーになってるっていうことで、せっかく網羅性を持ってこう整理をしたということだとするとその部分はS C-1の何とか、
0:25:59	ですよとかっていうのが、以降にあってもいいかなと思いましたけど、いかがですか。
0:26:06	はい。日本原燃の田仲です。はい。その通りだと思いますが、系統物以外の部分については別紙1-3で、
0:26:14	整理しているということになりますので、機構がやっておりますのでそちらの方に追記させていただきたいと思います。
0:26:23	はい。よろしく申し上げます。大庭さん
0:26:26	規制庁かですね、関連地区だったんですが、あと注釈が振ってあるもの、今のページで言うと、
0:26:34	設備区分②のところで注釈が幾つか振ってあるもの、これの見方っていうのをちょっと教えていただけますでしょうか。
0:26:47	こちらの方で
0:26:49	リスクとかですね、こちらの方ついてるものにつきましては設備、
0:26:54	私の
0:26:56	縦の塊でまとめているようなものになっておりますので、
0:27:00	こちらの方も、ずばり読めないような形になっておりますのでちょっとそういうところがわかりましたちょっと足らなかったなというふうに思いますので、そういうところでちょっと
0:27:12	クリアさせていただきたいと思います。
0:27:15	はい。杉田 25 ページ目の上の、
0:27:19	施設区分①-1の中で、設備区分②のところで2ヶ所、
0:27:26	芦田りしてもらって、それがその次のA棟、
0:27:31	設備区分①の1のところにアスタリスクって書いてあってここに紐づくという意味でしょうか。
0:27:39	はい。村野タナカです。その通りでございます。うん。はい、規制庁から、その辺がちょっと理解できませんでしたのではおっしゃっていた、いただいた通り、少しわかりやすくしていただくのが良いかと。

0:27:51	はい。ありがとう。日本求めます。ありがとうございます。反映させていただきたいと思います。
0:27:56	それ超過です。あと、これ、資料の方も、構成は今回結構、
0:28:02	変わってきて、従来はこの番号だったのが、この整理を踏まえてこういう番号になりましたっていうように、
0:28:09	変わってきてはいたんですがそれはその共通 08 とかで、議論した設備区分の機能ごとのってところの、結果でそういうふうに、
0:28:19	変わったとそういう認識でよろしいでしょうか。
0:28:22	はい。の種田です。おっしゃる通り共通 0805 年、
0:28:27	議論の結果を反映させていただいたという次第、
0:28:32	今んところ一対一になってるっていうことは目次のところで読み取れる。
0:28:38	例えばいたんですがその構成が変わったようなものってありました。
0:28:53	はい。
0:28:54	日本原燃種田です。構成としましては設備区分の末端のものは、
0:29:00	ピックアップして、別紙 1-2 のリストというところにしてますので、基本的には登場してるものは変わらないんですけども、並びが変わったりとかしまして、例えば誤開設備の中に、大体可溶性中性子
0:29:13	吸収
0:29:15	材緊急供給系とかそういうものが入ったっていう変更点はあるんですけども、7-2 として登場するものについては、基本的には変わっていないというような状況です。
0:29:23	はい、規制庁から承知しました。また、一覧。
0:29:28	一覧というかその別紙関係は全部、
0:29:31	補正のタイミングがそのあとのタイミングで出されるっていうふうに、
0:29:36	スケジュール上なっていましたがそのタイミングではその新しい付番によって、ベース番号等もあって、そのワンセットで提出されるとそういうことでよろしいでしょうか。
0:29:49	はい。人間タナカです。はい。後に提出させていただきます一式の資料につきましては新しい普段の方で提出させていただきたいと思っております。
0:29:57	はい。規制庁岡です。承知しました。私から以上です。
0:30:05	はい。規制庁富井です。この表に関して何か富沢さん何かありました。ごめんなさい。はい。規制庁藤原です。
0:30:26	衛藤。

0:30:28	矢口加来安井 1 のところでの関連条文みたいな関係で、そこら辺って環境関連条文とはならないんでしょうかその辺の考え方を教えて。
0:30:37	はい。日本原燃の瀬口さんの関連条文になりますので、乾固水素の関係のようにですね、きちんと、
0:30:45	表現整合を取りたいと思います。以上です。
0:30:52	規制庁の藤村ですよろしく申し上げます。ちなみに 41 条でこの背後処理を、
0:30:58	だけがピックアップされてるのは、
0:31:00	その間、
0:31:01	関係するような
0:31:13	はい。日本のタナカです。そのような議会で、
0:31:16	よろしいですはい。
0:31:19	規制庁の藤原です。わかりました。ちなみに、25 ページの 42 条の条文の名称が間違っていると思いますのでその点も修正をお願いいたします。私からは以上です。
0:31:31	ありがとうございます修正させていただきます。
0:31:38	はい。規制庁館です。この表についてなければ、衛藤。
0:31:42	物された資料についてなんですけどちょっとなんか黄色とかいろいろやってたやつなんですけど、あと資料のこのヒアリングにおける位置付けは何ぞやというところを確認しておきたいのと
0:31:55	事故提出しようとしているのかな、どう、どういう位置付けだったのかちょっとよくわからなかったっていうのがまず 1 点で、まずそこから説明いただきたいんですけど。
0:32:04	はい。右側のタナカです。こちらの、先ほど言及させていただいた四つのものにつきましてはこの別紙 1 に系統物のリストと、機能を整理したのものになっておりますので、
0:32:16	であれば、うん。
0:32:17	再処理施設の別紙 1 の構成の説明の下までのようなもので、添付した方が一覧で見えていいかなと思ってたんですけども、ちょっとそこが間に合っ上がったということで、
0:32:31	後程とさせていただくものにつきましてはこういう系統機能一覧というものを、
0:32:36	別紙の関係というものを追加させていただきたいなというふうに思っております。

0:32:40	規制庁タジリです。いや、本日のヒアリング資料だったらこれに対して指摘するんですけどヒアリング資料じゃないって言われると指摘もしづらいのでこの資料どうされようとしてますかという質問ではあったんですけど。
0:32:56	タナカですか。そういう意味で言えば、こちらのヒアリング資料というふうな扱いで、ご指摘いただければと思います。室長タジリですなぜこのページの代表例は何かお金で1ページ出して、仲裁という資料で別途提出される予定というふうに一応認識いたしましたんで、
0:33:10	その上ですみませんこれで代表の考え方がわかるようなことを言われたんですけど、
0:33:15	ちょっと文字が小さくて見えなかったところもあるのかもしれないんですけど都丸鷲尾のような問題抱えてると思うんですけど、そのマルバツとか丸がついてですね、マル標見る。
0:33:25	だけで、考え方がわかるのか、それとも前段に、これこれこういう考え方で代表抽出しますという考え方があってそれに合わせてマルがついてるのかどうかっていうと、これはどういった資料になってんでしたっけ。
0:33:38	こちらの方の人間の中で、誰がついてるところにつきましては、
0:33:43	うん。
0:33:44	基本設計方針の方である日、先ほど言いました基本要件が主紐づくものが、丸2で、
0:33:52	設備と系統機能がひもづいております。
0:33:55	三角っていうのをちょっと、
0:33:57	ところありまして、水系統機能とかで、賄えるのではないかというようなものを、3角というふうに書き分けていまして、
0:34:10	考えの方はこの資料の方に追加しているんですけど、ちょっと、
0:34:15	書き足りていないところが、
0:34:18	つきましてちょっともう少し書き足した上で、提出させていただければと思います。
0:34:23	日本原燃の瀬川ですちょっと補足をさせてください。田尻さんがおっしゃった通りですねこれ09本体側に
0:34:30	最終的には入れ込みたいんですけども、入れ込むにしてもですねこの滑っCのようなこの星取表を読み込むにあたって、この星取表の解説というのは絶対必要にはなると思っております。

0:34:43	なのでその部分はきちりですね本体側で書き示すようにいたします。で、今ちょっと田仲の方が冒頭で申し上げた通りですね0になっているやつは、
0:34:54	その系統機能がどこの設備と述べられてるかっていうのを示してるだけなのであんまり解説必要ないんですけど、三角というのが、直接的には、今回の代表設備では説明していないんですが、
0:35:07	関連するどっかの系統機能で、同じようなものなので、そちらで拾いますと、例えば今、ちょっと勉強も小さくて大変恐縮ですけども、
0:35:18	一番最初にですね左上の方でフードの原則維持なんていうのが出てくるんですけども、
0:35:24	これは系統機能を説明するために、どっかの設備を代表で説明するというよりはですね、このメール即時ってのは各設備とも構想構成としては同じだから、説明は省略できますよなんていうなことをですね、1個1個きちんと丁寧に解説して、
0:35:38	いくというような対応を込みでですね、本体側に委嘱したいなと思っております。以上です。
0:35:45	はい。規制庁田尻です。と、それとこの費用の位置付けなんですけど、各設備ごとにどういった機能に関係するかっていうのはマルつけていって挙績法人とか踏まえながらマルをつけていって、
0:35:56	そのマルがたくさん増えてるようなところであるならばそういった機能に関する系統を説明する上では代表選手になりうるだろうっていうのを抽出していって、建屋歴とかを見ていった上で、そいつ一番最近抽出したやつについてないようなところとか
0:36:09	どっかのところで固有にまぜてしまうようなやつに関しては別途それで、こういうふうには系統対抽出して説明した方がいいからっていうのでどんどん抽出していって、網羅的にちゃんと抽出できましたよっていうのを言おうとしていて先ほどおっしゃられたような三角釜谷所長2、三角だと思うんですけど、
0:36:25	三角とかに関しては、その他鉄においてそれ自体はつかないものの横とかそういうところのところに多様な系統の説明ができるような形になってるので、その部分だけでそのベッドの系統で説明しなくても、考え方は説明できると思ってるんでそんな感じですか。
0:36:42	はい。ありがとうございますおっしゃっていただいた通りです。すいません。補足です。ちょっと。
0:36:48	田尻さんがまとめていても私はわかってなくて、難しい。
0:36:52	大変申し訳ないんですけど、これ代表ってなんです。

0:36:57	この説明に代表性なんて議論はなかったような気はするんですけど。
0:37:03	一方、今、例示で言われたその風土の面速なんかで言うと、
0:37:09	どこにフードの面速の説明が必要というのが、原則が関連するというものが、
0:37:18	あるのか、それをどう、
0:37:21	して共通 009 別紙で説明しようとしてるのかっていうと、
0:37:28	ちょっとよくわからなかった。
0:37:30	ですが、
0:37:31	もうちょっと具体的に説明していただいております。
0:37:37	はい。日本語タナカです。こちらの
0:37:41	今、こういうし、
0:37:45	すいません画面、
0:37:47	がちょっと追いついてないので、
0:37:53	あそこで結構です。
0:37:55	はい。
0:38:00	はい。
0:38:02	こちらの方で
0:38:04	黄色がですね、黄色で引っ張っているところがですね、
0:38:10	ちょっと左の方に戻っていただけますか。
0:38:14	下の方。
0:38:16	いただいて、
0:38:19	もうちょっと下です、すいません。
0:38:22	で、こちらの方で代表と申し上げましたのが、黄色で色ついてるところが代表というふうに考えておりまして、例えばこちらへよう、
0:38:32	1 設備でいうと、
0:38:35	右の方行っていたとどうという系統機能があるかというのが、例えば 4 条の委員会の方から始まって、久米の方、
0:38:46	受取系統機能の潰し込みの状態というようなものがわかりまして、
0:38:50	右の方にずっと支社長がですね、ちょっと僕の認識がおかしいかもしれない。ちょっと 1 点確認すけど、代表っていうのは、検討増減が用意するもの代表って意味じゃなくて、ヒアリングで、ドイツを代表で説明しようと思ってますっていうのを言ってるだけだと思ったんですけどそうでもないですか。
0:39:07	本音のため、その通りです。

0:39:09	規制庁たですなんて前に説明した時にガラス固化とかちょっと特殊なやついるよねとかって言った時に、ドイツをヒアリングでまず説明していったらいいかなっていうのを考えるときに、こういうのを作ってみましたというものかなと推察してたんですけどそうですかね。
0:39:26	その通りでございます。規制庁谷です。全然わかりません説明お願いします、
0:39:30	古作です。私も今ので、言わんとすることは理解をし、
0:39:36	一方でなんですけど、そうだとすると、先ほどの風土の原則はですね、キングス関連、
0:39:45	する施設について、
0:39:47	ヒアリングで説明をしていませんと。
0:39:51	いうことなただけけれども、わざわざ説明しなくても、
0:39:57	申請範囲を整理をすると、或いは設備の抽出をするという考え方については、他の条文の機能、系統機能のやり方と同じですと。
0:40:09	いうので、そちらの、
0:40:11	ヒアリングで確認したことを踏まえながら、風土の原則に関連する別紙を見ていただければ結構ですってということですか。
0:40:22	はい。日本原燃の瀬川です。おっしゃっていただいた通りですありがとうございます。
0:40:28	古作です。よくわかりました。そうなんですけど、この丸と三角、この表の優位するところは何かっていうことであるんですけど、わざわざ三角と言わなくても、
0:40:40	今
0:40:42	説明しますと言っているものに色をつけているのであれば、縦軸ウーバーと見たところ色ついてないねと。
0:40:51	いうマルがあれば、そのところに注記なり、或いは上のところの注記でもいいんですけど、
0:40:59	どの、
0:41:01	別の
0:41:03	と何か設備注水の考えってのは一緒ですよと。
0:41:08	いうことを書いといていただければ、
0:41:12	それで見いけるってことかなあとは思う。
0:41:16	表記の仕方はそれで考えて、提出、09に追加するときには、まとめていただければと思いますけど、いかがでしょうか。

0:41:28	日本原燃、田仲です。そのような方向性でまとめさせていただきたいと 思います。ありがとうございます。
0:41:36	はい。コサクですよろしくお願ひしますというのもですね、参画って いうと、どうも関連性が弱いように、
0:41:42	その関連性は全く 0 という意味が、
0:41:46	ありましたので、その点で、コメン
0:41:57	はい規制庁谷です。江藤ほかに規制庁側から何かあればお願いいたしま す。
0:42:03	規制庁オオオカです。ちょっと今いろいろタジリとの調整でわかったと ころではあるんですが、この表の縦軸の黄色と青の考え方っていうの は、
0:42:14	順番にヒアリングで説明していくと、青が黄色に変わっていくようなイ メージを持ったんですが、
0:42:21	どういうふうに運用されてどういうふうにこちらで、
0:42:25	資料として見るんでしょうか。結局はそのヒアリング対象になったなら ないだけの区別になるのかなと思ったんですが、その点どう考えればい いんでしょうか。
0:42:35	はい。檀タナカです。おっしゃる通りヒアリング対象になったかどうか というところが、
0:42:41	最終的な結論なんですけども、
0:42:43	黄色の違いにつきましては、これまでご説明したものが黄色で旭日御説 明というのがあるとそれだけの違いでございました。
0:42:52	はい。規制庁岡です。でしたら提出されるタイミングで説明済みのもの が黄色になってると。
0:42:58	よう考えられてるという
0:43:01	ことですね。
0:43:03	そうです。
0:43:04	相当でございます。はい。はい、規制庁から承知しました。
0:43:11	規制庁シミズほか、ただいまの説明までで規制庁側から確認ございま すでしょうか。
0:43:21	規制庁、碓井すいませんついでに今の表で少し確認漏れというかです ね。
0:43:26	先ほどの説明の中で 20 条と 25 条に青があるのでっていうふうに、
0:43:31	おっしゃっていてで、一方でズームしていくと。
0:43:34	後ろの方の正常分でも、

0:43:37	見られたんですが、そこはどういう。
0:43:40	考えるんでしょう。
0:43:41	はい。日本原燃田仲ですこちらの方の重大事故の方につきましては、基本的に部会設備で関連性、
0:43:49	消し込みしておったんですがこちらの青になってるところだけはですねどうしても
0:43:54	凝灰設備では該当しない設備になっているということで今回説明させていただき、高レベル系のものであったりガラスでご説明させていただきというようなものになっておりました。以上です。
0:44:06	はい。政調会です今回の扱いと同じようになってしまうので、承知しました。よろしくお願いします。
0:44:14	規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:44:18	コサクです念のためですけどこの表の、その上に書いてある。
0:44:23	ていうのは、系統機能として挙げられたものということで、系統ではなく対応するものについては今挙げてないっていいことですか。
0:44:33	はい、榎並棚橋の通りでございますこちらの方の横尾地区の方は、共通09の先ほど1表に示しております系統機能の方になっております。
0:44:43	そこですわかりましたそういう意味ではこれだけでは網羅性にはならず、
0:44:48	網羅性の説明とするとまた別途であり、そこは共通05087。
0:44:54	とかで対応するっていいことですか。
0:45:01	はい、営業グループの田仲笹本でございます。
0:45:05	コサクですわかりました。
0:45:07	ただ、
0:45:09	この表自体は、
0:45:11	かなり見やすいなという気はしましたので、整理の上に入れていただくと、理解が深まるかと思っておりますのでよろしくお願いします。
0:45:22	日本原燃の世良です。今のコサクさんの最後のご発言のところの真意をちょっと1回確認をさせていただきたいんですが、系統機能以外の、それ単独で機能を発揮する者たちというのももちろんおるわけですし、その部分についても、
0:45:41	こういった一覧表の形で、あわせて整理して、
0:45:44	くださいという趣旨ででしょうか。
0:45:48	コサクです。類型化で議論していったらそこでその代表設備の選定を言おうとしたときの表と非常に似てるなど。

0:45:59	して、
0:46:01	その点からも、どの条文のどの機能については、どれが対応している、そのうちどれが一番その説明に、
0:46:10	有用かと。
0:46:12	というような古藤の議論がまた必要になっていくわけですね。で、その土台になるかなあと思って、
0:46:21	見ていた。
0:46:22	ところです。そうするとここでは、機能が足りないので、そういうところも整理する必要があるってということでの表がまた出てくるんだなということに理解した。
0:46:35	はい。日本原燃の瀬川承知いたしました対応いたします。
0:46:43	規制庁志水です。それでは続いて、
0:46:49	藤。
0:46:50	元型説明次の資料について説明をお願いします。
0:46:55	はい。日本原燃の棚田です。それでは続きまして、ご説明させていただきたいのはですね、別紙1-2号、2-3-1という分離設備の方。
0:47:08	こちらの方につきましてはことで、ご説明させていただきました通り、もう共通08の方のコメントの
0:47:16	ご質問の回答ということでこちらの資料を用意させていただきましたので、
0:47:22	見ていただきたいところだけ、パッとちょっとページめくらさせていただきますけども、
0:47:27	前回08の、
0:47:29	ヒアリングの際に、プロセス系の設備、いわゆるこういう分離設備のようなところの区分なんですけども、廃ガス処理系の配管が入っているというのはどういうこと。
0:47:40	なぜですかというようなご質問でしたので、それに対する回答になっております。
0:47:45	ページの方は、ですね。
0:47:48	まず右下の方の8ページで言いますと、
0:47:52	すいません、その8じゃなかった。すいません。
0:47:57	21ページ以降のところなんですけども、
0:48:05	そちらの方で、A系、それぞれ、この本設備に要求される系統機能ということで、負圧維持というところが21ページにありまして、
0:48:16	3ページも同じようなものに、と事故、

0:48:19	閉じ込めの観点で、負圧維持、
0:48:22	設計基準事故時における閉じ込めというのがありまして、さらに 27 ページ、こちらの方がポイントというか、になってくるんですけども、こちらの方が廃棄施設施設ということで、
0:48:36	こちらの系統なんですけどもパルスカラムの方の攪拌用の空気を供給する系統になっておりまして、この
0:48:45	パルスカラムのですね、排気を、通常は
0:48:49	はい。分離建屋の塔槽類廃ガス処理設備、
0:48:52	そのパルセータ廃ガス処理系の方で、引っ張っているのが
0:48:57	メイン。
0:48:58	ところなんです。運転する際はですね、圧縮空気を定期的に今日
0:49:04	リズムカルに供給して、全体的な攪拌をするということで、中切り換えするような三方弁があるんですけどもそちらの方を切り換えて、使ってるっていうのが、概略の系統になっておりまして、
0:49:17	分離設備の設備区分がどこまであるかというところが、この
0:49:22	もとにありまして、
0:49:24	分離設備っていうのがですね
0:49:28	ある程度廃ガス処理の配管を含んだ形で、塔槽類廃ガス処理設備と切れているような形になっておりますので、整理としましては、東処理設備と
0:49:41	いう整理になっておりまして、ページ番号で言うとすいません、ちょっと飛ぶんですけども、59 ページの方になります。
0:49:53	先ほどの系統のところにつきまして申し上げました通り、10 条の閉じ込め機能と、24 条の排気機能こちらがアグリーしてるような配管になるということで、
0:50:03	こちらのネーミングのつけつけ方につきましては、文章のですね、一段落目ですかね、分離設備のっていうところから始まる場所の、最後の文章で名称は、主配管廃ガス処理系とするということで、
0:50:17	以前四条が絡んできておりましたので、
0:50:21	有賀処理系というような、主配管の名称にしておりました。設備区分点、
0:50:28	どうしてもそ廃ガス処理系の方に食い込んでしまっていたということで、分離設備ではあるんですけども、主配管の名称としましては、廃ガス処理系とそういうような整理になっていたというようなものが、

0:50:41	1回のヒアリングのご質問に対する、ちょっと具体を持ったご回答、回答ということになります。
0:50:51	以上になりますこちらの方の資料につきましては、
0:50:54	はい。規制庁清水です。どうもこの間の共通08のヒアリングでのコメントの回答ということですが、規制庁側から、ただいまの説明について確認ありますでしょうか。
0:51:06	はい。規制庁、岡です。
0:51:08	藤小、配布設備のうち一つ例示としてプロセス系の区分の中で、排気系の主配管が入っているっていうのは昨日、
0:51:18	昨日D区分を分けたにもかかわらずそういうのがあるのはなぜですかっという。
0:51:23	質問に対する、
0:51:25	回答ということで、説明は理解できましたがあと他の施設、他の設備に関しても、同じような、
0:51:35	整理なんですかそれとも分離設備だけこういう感じなんですか。
0:51:43	はい。
0:51:46	音源のタナカです。こちらのような、パルスカラム、プルトニウム精製設備とかにもあるんですけどもそちらの方につきましても、同じような整理になっております。
0:51:55	はい。
0:51:56	規制庁加瀬です。ちょっと今マスクング発言があったかもしれませんがのでもた確認いただければと思いますが、基本的に同じ設備に対して同じように、
0:52:07	同区分点を設置して結局そこをもうちょっと、
0:52:12	廃棄廃棄、区分にすること。
0:52:16	ような整理ではなくてプロセス側の整理で、
0:52:20	従来もそうしてて
0:52:23	そういうふうにしたいとそういうことですよね。
0:52:26	はい。日本のタナカでその通りでございます。
0:52:29	はい、規制庁からです。私は承知しましたが、関連して、
0:52:35	規制庁側から確認等ありますでしょうか。
0:52:40	コサクです。
0:52:42	ちょっと元の、
0:52:44	議論がどうだったか覚えてないんですけど、今日の説明だけでいうと、

0:52:53	何ですかねパルスカラムだけでなく、全般的に機器付で設置している枝管は一通り似たような話があるのかなと思いました。
0:53:06	一番のメインは閉じ込めだったんで、
0:53:11	その点では違和感なく見れたところはあるつつ、別の機能が書かれたところで、あれなんだっけっていうふうに見えたのかなというふうに、
0:53:20	明日、
0:53:21	それって言えば
0:53:24	計装系だったり、もろもろの
0:53:29	機能が、貯槽等槽類にはくっついているはずで、
0:53:35	それがこの個々の設備の中に、
0:53:39	機能としてははい。
0:53:41	てござるをえないっていうことかなと思いましたけど、大本としてはそういう問題点だっていることですかね。
0:53:57	少々お待ちください。すいません。
0:54:02	はい。日本原燃の瀬川です。
0:54:06	設備区分点の原則という基本的なところは、槽類の神田伊井をですね取り合い手に取るっていうのがベースではあるんですけども、
0:54:22	一部ですネやはりこの換気と相まって、プロセス制御やるような部分、まさに今回のこの
0:54:29	パルスカラムがパルスカラムは別にマスキングじゃないですね、パルスカラムのようなものは、
0:54:35	換気とプロセス制御っていうのが誤っているような部分があっという部分はちょっとこういう煩わしさがあつたと、あと同様にですネダッ小設備の方にもですネ、
0:54:48	やはり分離をやらなきゃいけないということで、プロセス換気廃棄でありながらプロセスも担ってるような部分がございます、前回 08 のヒアリングの時に大川さんからのフィルターなんていうの例示で指摘されましたけれど、まさにあれもそうでした、
0:55:05	一部プロセスと換気両方になってるようなもの、そういったところが少し点在してございます。ただ
0:55:14	こういう特異な対応してるのは、今日例示させていただいたこの抽出プロセスと、あとまあさ、口頭で申し上げたようなここだけのところですね、そういったところかなと。
0:55:25	思ってそのぐらいしか出ていなかったというのが実態でございます以上です。

0:55:31	コサクです。わかりましたそれで言うと、
0:55:36	プロセス系としての機能というのが所にあるという説明になるんだらうなって思うんですけど。
0:55:44	もともとこのコメントした資料とかの書きぶりとしても、その種があって、
0:55:51	中という用語があるかもしれませんが、機能として上がってきてる対象物でっていうのはわかるようになっていきますかね。
0:56:06	はい。日本原燃野瀬がちょっとこれ私発言したところで間違いがあったらあの6ヶ所が、訂正加えて欲しいんですけど、今回のこの部分の系統でいくと、脈動を起こすための空気の供給ですね。
0:56:19	こいつは主ラインになっていない。
0:56:24	知らない。
0:56:25	主ライン。
0:56:29	圧縮空気の方は主ラインになってないんですね。
0:56:32	なので、そのプロセス数の機能が主というよりは、今回の設備抽出系統機能としては機能大事な機能は何ぞやと言えば、
0:56:42	駅の機能が、主の機能としてとらまえて、この系統ってのは排気系という名前をつけたというのが実態でございます以上です。
0:56:58	規制庁細田ですすみません、ちょっと物分り悪くて申し訳ないです。
0:57:02	あれ、この部分と言われたのは、
0:57:07	設備のその区分点の内側も含めて、
0:57:20	設備区分点の左側ですね、左側。
0:57:29	ガイセンで書かれているようなところ。
0:57:33	槽類からぐっと伸びてる。
0:57:36	配管のような、
0:57:38	ところですね。
0:57:42	規制庁コサクです。それで言うと、設備区分を分けたにもかかわらず、前後で同じ名称をつける必要性はあるんですか。
0:57:58	そこです。逆に言うと、
0:58:00	区分したのに区分してねえじゃねえかみたいになるっていうことで、
0:58:04	これは何か海洋放出管の方の話でも何か以前にしたような気はするんですけど。
0:58:13	を、日本原燃のカキザキですけども、もともとこの、なぜ分離設備とパルセータ排ガス処理、区分しているかというところは、A R Bの要求事項、

0:58:26	よるものでして、A R B添付 6 に、パルセータ廃ガス処理系に関しては、ある程度負圧維持をするという記載が、
0:58:36	ありまして、この生体ガス処理系に関しては、圧縮空気で加圧しているという特徴も踏まえて、加圧されるような範囲に関しては分離設備と区分して、
0:58:49	負圧を担当できる範囲に関して、
0:58:52	引っ張るセンターが処理系というふうに分けてございます。
0:59:01	それであればなおのこと等、分離設備側のものっていうのの名称はもうちょっとその趣旨がわかるように入っているもいいんじゃないのかなと思ったんですけど、どうなんですかね。
0:59:20	はい。日本原燃の田仲です。今、坂さんおっしゃっていただいた趣旨としましては、その当該
0:59:27	こちらの 27 ページで示している、パルスカラムから廃ガス処理系に向かっているこの赤色で示している配管というのを、名称の整理としては、廃ガス処理系というよりはむしろ、
0:59:38	セガワの方の名称である、法事
0:59:44	放射性物質の人がそういう意味合いが強いのではないかというようなお話。
0:59:49	ということでよろしかったでしょうか。
0:59:52	古作です。一番はその方がシンプルだなとは思んですけど、主機能というのが、圧縮空気系としては、
1:00:03	主配管にならないので主配管になる排気系のことを示したいと言われるのであれば、それ自体は否定しないですけど、
1:00:13	その下はIIの状態にあるという古藤。
1:00:18	イとして分けなきゃというのであれば、
1:00:21	単純に人が死ぬわけなんで、これだって負圧維持って言うてるでしょっていうことになっちゃうので、名称はもう少し考えた方がよくないですかっていうところ。
1:00:31	です。名称変更は、適宜、設工認でも処理できる話なので、少しこの範囲、説明できるようなことなので、
1:00:42	月のいただいた方がいいかなという、その方が設備リストを見たときにですね、関連条文見て、
1:00:48	どの程度違和感を感じるかどうかということなんですけど、
1:00:53	少し今後その設備数の整理もされるでしょうから、今してる最中なんですけど、

1:01:00	検討いただければというふうに思います。
1:01:04	はい、原電の瀬川ですコサクさんに今言っていた通りですね。分離設備で廃ガス処理系という名前だけではなくて、もう少し
1:01:15	プロセスの名称キーワードが入っていればですね、今回のような、
1:01:20	こういった議論にはもちろん及ばなかったのかなといったところも思うところがございますので、
1:01:26	やはりプロセス側のキーワードというのをちょっと取り込むことで
1:01:32	ちょっと全体の話進めたいなと思います。以上です。
1:01:39	規制庁清水です。規制庁側から3練習確認等ございますでしょうか。
1:01:47	なければ続いて原燃からの続きの資料の説明をお願いします。
1:01:56	はい。何年タナカですそれでは続きまして、次の資料なんですけども、別紙の番号で言いますと、
1:02:03	1-2号、4-2の、
1:02:06	1-1-1という、
1:02:10	高レベル廃液の濃縮系の方のご説明ということに移らせていただきたいと思います。
1:02:17	こちらの方の資料につきましては、
1:02:21	右下の6ページ。
1:02:23	の方をお願いします。
1:02:27	こちらの方の関連条文としましては廃棄施設ということで20条の機能としては液体、
1:02:35	放射性気体廃棄物の処理及び廃棄というこちらの方をメインで、設備の抽出をやっていくというようなことが、6ページ8ページの方に示されております。
1:02:47	ページ。
1:02:48	こちらの方の、一段落の3段落目のところに、そのような趣旨で、冒頭記載させていただいて、選定の話、設備の抽出の話を展開させていただいております。基本的に選定の中、お話としましては、
1:03:04	いずれも同じような流れになっておりまして、
1:03:09	今回こちらを選んだ趣旨としましてはやはりちょっと特徴的な、再処理特有のものだということで、こちらの方を説明するかというと、ちょっとページの方は、
1:03:22	るんですけども、
1:03:26	違う。
1:03:28	78ページですかね。

1:03:33	主流路の設定であったり、その名称の考え方というところは、これまでご説明していただいた通りになっておりますので、この主なコピー事項のようなものをまとめておるところが78ページ以降になりまして、高レベル濃縮缶の特徴的なところとしましては、
1:03:49	さらにページのほうをめぐっていただきますと、
1:03:53	どこだ。
1:03:54	84ページのところが、
1:03:58	特徴的といえば特徴的と言うんですかね、高レベル廃液濃縮缶の温度計保護管の加圧設備ということで、こちらの方はガイド間に、圧縮空気を用いてですね加圧を維持するとそういうちょっと特殊なものがありまして、
1:04:15	こちらに記載しております通り先端部開放になったとしても、逆流が起こらないような評価をもとにですね、管台以降の加圧設備というものを、
1:04:25	主要機器として抽出していないというような、特殊な考え方をしておりますので、この場でご説明させていただきました。それ以降のところにつきましては、レベル特有の
1:04:38	は、設備自体は特有のものではあるんですけども、御説明としましては、流量を形成するものであって、主要設備ではなくて配管の一部として整理すると。
1:04:49	そういうようなものが並んでおりますので、この高レベルの中で特出して、ご説明しなきゃいけなかったというところとしましては、84ページのところの、かつ、
1:05:00	の話であったかなというところで、こちらの方の代表の説明としては以上になります。
1:05:10	はい。
1:05:11	規制庁、市民です。それでは、こちらの資料について確認していきたいと思います。まず私の方から、
1:05:20	認識させていただきたいんですけど。
1:05:22	資料通し10ページをお願いします。
1:05:28	39ページの下第2-1図で、概略図概要図がついてますけど、こちらは、
1:05:37	高レベル廃液濃縮缶凝縮機から減衰機への排ガスラインが火報だけ。
1:05:44	になっても、途中で止まってるんですが、これがこっちの系統が長期予備系で、途中で止まっているところは閉止キャップっていう理解で、まず、問題ないでしょうか。

1:05:58	日本原燃柿崎です。その通りでございます。
1:06:01	はい。どうぞ。ちょっとこういったところ、規制庁志水です。多分説明してる長期予備系とあと困っているところが、閉止キャップっていったところが上の本文とこの図の関係が、
1:06:15	こういうのを聞かないとわかる。
1:06:17	もう明確になっていないので、こういうところをちょっともう少し記載拡充して、関係性明確にさせていただければと思います。
1:06:27	関連してなんですけども、
1:06:29	そのへんしキャップまでで止まっていてその先の、
1:06:34	配管っていうのは、
1:06:36	今後、
1:06:38	この申請で使用するときですからどのタイミングで主流路に、
1:06:43	年になるのかっていうのをちょっと、
1:06:46	説明をお願いします。
1:06:51	文芸の柿崎です。今後、配管を新設する工事を実施しますので、その申請に合わせて終了としたいと考えております。
1:07:06	今回の申請の、規制庁吉見です。今回の申請範囲ではなく、
1:07:11	今後使用するとき、この先を申請するっていうことで、
1:07:18	パブリカはしたんですけども、ちなみにその投資 9、9 ページの下の方で、
1:07:25	説明されてるんですけども、長期予備の 1 系統について今後長期よく吉越をする際には、ここで高レベル廃液であったり、蒸気等を取り扱うことを踏まえて、ここも含めて主流路として設定する。
1:07:40	ということが書かれてましルールとして、
1:07:43	この閉じ込め、
1:07:46	警視キャップまで、
1:07:48	選択した、抽出してる理由っていうのは、
1:07:53	既認可との関係でここまで、すでに認可済みだからとか、そういった関係でしょうか。
1:08:02	伊勢和気。
1:08:08	日本原燃柿崎ですその通りでございます。
1:08:16	あります。
1:08:18	はい、わかりました。

1:08:22	今後は別規制庁シミズ今後別設工認として申請する際に、この先の配管とかが申請されて主流路として抽出されるっていうことで理解しましたが一応認識間違いないでしょうか。
1:08:38	日本原燃×質問等でございます。
1:08:41	はい。
1:08:42	規制庁コサクです念のためせっかくなので確認ですけど、
1:08:46	長期予備を、
1:08:48	初期に設置するのと、
1:08:51	必要になるときに設置するので、仕分けてる、どこまで設置するかっていうところの考え方って何でしょう。
1:09:08	日本原燃柿崎です。
1:09:11	将来設置時に、設置に関して非常に脳疾患代であれば、時間が空いて2時間かかること。
1:09:20	そこから伸びている配管に関しては、その後の工事のしやすさを踏まえて、脳主幹等一部配管は先行的に設置しているという仕分けでございます。
1:09:34	はい。蘇武。
1:09:39	店長伏見です。ちょっと長期予備に関して関連してなんですけども、通し80ページ。
1:09:48	そのマスキングでしたらちょっと後で指摘いただければと思うんですけども、
1:09:56	性がない理由ってというのは、今後本震をする時に申請する時に一斉も申請されるってということ等でしょうか。
1:10:07	日本原燃柿崎でその通りです。
1:10:11	はい。
1:10:11	わかりました。ただいまの内容に関しても、が規制庁側からっていう確認等ございますでしょうか。
1:10:23	はい。衛藤特に大丈夫。規制庁、驚見です。それでは、すいません、小阪です。駄目ですけど、これが特徴で追加説明をと言ったのが、
1:10:36	温度OKさや管の加圧だと言われたのでちょっとびっくりしたんですけど、
1:10:48	そこで説明あったところが
1:10:52	主配管なり、
1:10:55	と申請対象でどこが違うって言われたのかがまいち。
1:11:00	口頭で聞いてただけだとよくわかんなかったんですけど。

1:11:05	どのページをどう見ればいいのか、もう一度説明いただいてもいいですか。
1:11:13	日本原燃柿崎です。ページ番号としては 84 以上参照いただいでですね。
1:11:22	はい。それで
1:11:26	主ルー
1:11:27	基本的にはですねこちらは、主流路は選定しておりませんで、
1:11:35	理由としては濃縮管の
1:11:38	管台、
1:11:40	上部についておりました、取り扱いとしてはですね、
1:11:47	の上部に接続する d f 配管を、のものという整理をしております、そのような配管であれば、そこが破断してもですね、脳疾患内の内包液が漏えいするというような、
1:12:01	レベル。
1:12:02	廃液のですね閉じ込め機能というのを有していないというところを踏まえて、
1:12:06	過去の設工認の整理等踏まえて管台から上部の、
1:12:11	三野、
1:12:12	に関しては、白とはして、
1:12:15	おりませんという説明になります。
1:12:19	規制庁保坂です。それ多分、誰もその説明でこの間、加圧設備の意味合いは理解できないと思う。
1:12:29	ですよね。
1:12:30	私も設置経緯となった、担当官だから知っているだけであって、
1:12:36	ここはその液が漏れるということを想定したのではなくて、
1:12:41	液がさや管の中に侵入していった場合に、汚染が温度計交換の時に広がってしまうのでそれが嫌だから、佐用川の中に入らないように加圧をすると。
1:12:54	ということなので、
1:12:58	何か説明の大元の機能の趣旨がずれてるような気がするんですけどどうなってます。
1:13:09	日本原燃柿崎です。
1:13:11	再度ですね拡充させていただきたいと思います。
1:13:18	コサクですけど、結局はその加圧をすることが大事で、その加圧 ！！

1:13:26	の機能をどこまで
1:13:30	整理する必要があるかっていうことだと思うんですけど。
1:13:33	所内圧縮空気系。
1:13:37	の主配管としてはどこDが申請対象で、
1:13:41	どこまでは枝管だから要らないっていうふうに言ってるのかとかっていう考え方の整理はありますか。
1:13:48	ナカムラのタナカですいません、ちょっと横から入ってしまうんですけど、こちらの84ページの図だとちょっと前の系統構成がちょっと使えないなというところがありますので、
1:13:59	元の圧縮空気からどのような系統で分岐されて、温度計の保護管とどういふふうに取り合ってるかっていうのをまず示した上で、こういうところは、先ほど申し上げたような理由で、し、
1:14:12	資料等は外しますとそういう説明しないとちょっとわからないかなというところがありましたので、先ほどの柿崎が言った拡張しますというところはそういうところも含めてですね全体構成をまず示した上で、
1:14:22	ご説明させていただくような資料にちょっと見直したいなというふうに思います。
1:14:28	はい。コサクですよろしく申し上げます。
1:14:30	一般的な漏えい云々というよりは圧縮空気の系統としてどう考えるかっていうのが一番のような気はしてます。その上で、
1:14:45	今の話だと主にはしないから、
1:14:49	基本設計方針としては入っててそれで対象設備だっていうことになるのか、どういう扱いになってますか。
1:15:00	はい。日本のタナカですおっしゃる通り、こちらの方の設備につきましては基本設計方針の対象の設備というような整理になっております。
1:15:09	はい、古作です。そうすると、これの基本設計方針で、
1:15:13	あれですか、さや管の
1:15:17	液の侵入防止云々っていうのを、本文として書いてるってことなんですか。
1:15:27	えっと本当にカキザキです。
1:15:31	合計放管に関してはですね廃棄施設の基本設計方針に記載しております
1:15:38	法案をですね加圧するという記載になっております。
1:15:43	コサクですわかりましたあれですね第2章の小部通。
1:15:49	事故の方で、廃棄施設の

1:15:54	個別特有のところの方針ってということですね。
1:15:58	日本原燃柿崎でその通りございます。
1:16:01	コサクですわかりました。そうしましたら先ほどの資料として上げるかどうかの考えがわかるように、またその当該設備の系統なりがわかるような資料として、
1:16:14	提出いただければと思います。よろしく申し上げます。
1:16:18	長井カキザキです。修正提出いたします。
1:16:24	ただいまに、内容に関連しての、規制庁側から確認他ありますでしょうか。
1:16:31	規制庁管理です。今話をしていた配管が、
1:16:37	配管としないよってということだと思うんですけど先ほど説明いただいた、
1:16:43	共通0系の本文7ページでしょ配管としない対象の例をいくつか挙げてるんですけど、その中だと、どういうふうに読めばいいんですかこの対象。
1:17:03	はい。日本原燃の田中です。今おっしゃっていただいた乙09の本文の7ページのところにつきましては各設備の共通的なものを整理して示しておりまして、今ご説明、まさにご説明させていただきました高レベルの
1:17:19	もしか時計ってのはちょっと、その共通のものには当たらないので、個別にちょっと
1:17:24	先ほどの84ページのところ項目を起こして、ご説明させていただくようなものというふうに整理しておりました。
1:17:33	あと、規制庁カミデです。共通0件の7ページっていうのは、
1:17:39	たくさんあるものから、代表的なものを挙げましたっていうと開く形で、
1:17:46	いいのかっていう気はして、本文上この表1を呼び込むときにそういうふうには書いてるんですけど。
1:18:00	はい。日本原燃田中です。こちらの方の読み込みとしましては、
1:18:05	一般的、一般的てるわけです。
1:18:08	広く適用できるものというような考えに基づいて、掲載しておりました。
1:18:18	と規制庁カミデです。
1:18:22	そうっすね、3ページぐらいから。
1:18:25	読んでいてますけど、そういうことが書いて、
1:18:30	いきますか。

1:18:40	少々お待ちください。
1:19:08	はい。私もすいません日本原燃の田仲です。こちらの方呼び込みのところで、先ほどこちらで申し上げたような説明は、確かにちょっと読みきれないなと思いますので、
1:19:20	この表1の位置付けというんですかね、代表的なものというものを示してるというのを記載を拡充させていただきたいと思います。
1:19:28	規制庁深見です。すいません。ちなみに何ページのどの辺でまず表1を見込んでますか。
1:19:46	規制庁から36ページの、すいません。
1:19:50	よろしいでしょうか。
1:19:52	はい。
1:19:54	はい。すいません6、6ページですね、楽する12345。
1:20:01	ある程度真ん中ぐらいのお書きのところ、
1:20:04	なっただけますでしょうか。
1:20:06	はい。規制庁菅です。わかりました。
1:20:11	し配管としない対象の例を表1に示すというところこれだけの方になっておりましたので、ちょっとこちらの方、
1:20:22	一応最初付けた時に比べてどんどん、ちょっとこの役割分担というのが大きくなっておりますのでちょっとそこら辺わかるような記載にさせていただきたいと思います。
1:20:33	規制庁菅です。役割分担というかまずはその呼び込むときに、
1:20:38	代表例を示すのであれば、これはあくまでも代表例で、これ以外については個別の説明資料でこうこうこういうふうに例を挙げてますから、Dという拡大を示してますっていうところを、
1:20:52	方針としては言った方がいいと。
1:20:56	ます。
1:20:57	その時に、
1:21:00	何か個別に挙げるもの等、7ページの表で挙げるものっていうものの考え方は、ちょっと整理をした方がいいのかなっていう気はしていて、
1:21:11	今の7ページの崩壊熱状況。
1:21:15	7ページの下から二つ目の崩壊熱色のところ増えてますけど、何かこれもすごい溶解な花椎名感じがして、ほかにもあるんじゃないかなあと思って。
1:21:26	見てたんですけど、実際、今あったようにですね、

1:21:31	さっきの笹谷菅の話なんかも入れて、そのあたり、切り分けをちゃんと、
1:21:37	して、あとは基本的にそのブレンダーとかバイパスとかテストラインとかそういう、それぐらいのくくりで何か説明できるのであれば触れておいてですね、
1:21:51	あとは個別は
1:21:53	その具体の資料を見てくださいみたいな感じがいいか。
1:21:57	少し目線を整理してというかだんだん、作業が進むにつれてこういうところの整理があやふやになっているような気がするので、今一度形にしてもらったらいと思う。
1:22:11	複並タナカです。
1:22:14	ご指摘ありがとうございます。今おっしゃっていただいた点を踏まえてですねちょっとこちらの方、
1:22:19	修正させていただきたいと思います。
1:22:24	はい。カミデです私からです。
1:22:27	規制庁コサクです。すいません。古作です。今の点ですね、やはり、何のためのものなのかっていう機能が大事で、
1:22:38	表1自体は例示だっていうのは別に、私自身は構わないんですけど、その例示の趣旨は、6ページの先ほど呼び込みがあったところの次の行に、補助的に設けられた設備っていうことで挙げられてるんだと思います。
1:22:57	計装系だったり攪拌系だったり、ドレンだったり、いろいろありますけど、そこは
1:23:07	物としては保持するっていう、大枠の機能の中、それに付随して、温度を見なきゃいけないだったり使う時にはドレンをしてみなきゃいけない。
1:23:17	どれにして洗浄してからじゃなきゃいけないとかっていう、周辺機能に係るもの
1:23:24	ということだと理解をしてて、
1:23:27	表1を見るとまあそうですねって思えるっていう古藤なんだと思うんですけど。
1:23:33	先ほどの、
1:23:34	加圧ラインが本当にそういうふうにいえるのかっていうのがちょっとよくわからないので、先ほど説明を追加をしていただいて、その考え方を確認したいというところです。

1:23:47	で、その趣旨はやっぱりこの、
1:23:50	表1の中だけじゃなくて先ほど言った文章のところも含め、考え方として統一的な扱いというのが必要で、その統一的な考えに持ってないともとのその前に書いてあるフローですね、4ページ。
1:24:04	とかとの関係でも崩れてきちゃうっていう気がするので、よく見て考えていただければというふうに思います。以上です。
1:24:12	日本原燃、田仲です。ありがとうございます。増えてはいけない部分というところをしっかりと押さえてですねこちらの方、整理させていただきたいと思います。
1:24:24	これ超過です。ちょっと今の議論で違和感あったんですが、共通09の先ほどの本文の表は、やはり管理しない考え方の1例を書いてあって、
1:24:34	今の
1:24:37	補助官は、主配管じゃないので個別に説明しますという流れから来た。
1:24:43	説明と理解していたんですが、
1:24:45	その辺はどういう整理なんでしょうか。
1:24:49	はい。稲田の田仲です。確かにこの表現値は、主、配管対象として対象としない例というのを示しておりまして、先ほどまでにご説明してありました高レベルの温度計の話とかその、
1:25:01	セクションにつきましては、前回のヒアリングの際にもご質問いただいたかと思うんですけども本文系統図で、外してる機器の方については、個別に
1:25:14	終了としないとかですね、配管として整理するそういうものをせ示さなきゃいけないということで、機器については別にですね、別紙1-2のそれぞれの設備の中で、ここ、
1:25:25	項目を起こして、説明させていただいたというものになっておりまして、それらのですね外す理由とかですねそういうところにつきまして共通的なものもあるかなというふうに思っておりますのでそこら辺整合をとりながらですね、
1:25:38	表の1なり、本文の文章をちょっともう1回精査させていただきたいなというふうに思います。
1:25:46	はい。規制庁勝です。
1:25:48	し配管だけでなく機器に対してもう今までは個別で、
1:25:54	頭にあるものを説明されていたところ
1:25:58	より
1:26:01	大枠的なところは共通09の方でも書くとそういう

1:26:05	に修正されるってということでしょうか。
1:26:13	日本原燃田中です。別の方に渡して本文の方で、
1:26:20	共通的なものというふうに整理されたものについては何かしら按分の方で述べた方がいいかなというふうに思っておりますちょっとそちらの方は、全体を見てどういうふうに記載するかというのをちょっと考え、
1:26:32	なきやなというふうに思いました。
1:26:35	はい、規制庁課ですわかりましたちょっと。
1:26:38	変な混乱を招きそうな、
1:26:41	整理もありそうだったので、少しその辺
1:26:45	複数人でチェックして、変な、他に招くようなことになってないかなと、配管の中に機器が説明されてないかな、そういったところ、気をつけていただければと思います。
1:26:58	はい、榎並タナカで承知いたしました。
1:27:03	規制庁かです続けて幾つか確認させていただきたいんですが、82 ページ目からの今の議論の中で、主要機器として抽出しない範囲ということで、今回もちょっとここの部分が、まず前、
1:27:17	これ、
1:27:19	42 ページ目。
1:27:22	はい。
1:27:23	この部分の説明がですね、少しやっぱり薄いってというのが全般的なところでして、
1:27:29	この例えば 82 ページ目で説明されている (エ) のものは、今は、どこどこに設置されていてっていう、
1:27:39	設備の説明と、あと、
1:27:42	その整理結果ガス、述べられているだけで、なぜこれが抽出されないのか、って理由が少しやっぱり不明瞭だなと。
1:27:54	いうふうに感じていますが、そこら辺いかがでしょうか。
1:28:02	はいナカムラタナカです。こちら、
1:28:06	はい。
1:28:07	そうですね。うん。結局一段落とだんだんちょっと似たようなことを言っ。
1:28:13	それで、かっちゅ配管の一部とするみたいなそういう言い方だけにしかなくてないので、確かにこちらの方についてもちょっと肉付けが必要かなというふうに思いましたので、ちょっとこちらの、
1:28:25	もう、よく出てくるんでこの [REDACTED] 。

1:28:28	すいませんマスキング
1:28:29	次でした。この、
1:28:31	第一部にする機器につきましては、よく出てきますので、そういうところを一律見直したいと思います。
1:28:40	はい、光岡です。特にやっぱり流体が何かっていうと取り扱う
1:28:47	る少ない
1:28:49	もう、
1:28:51	こちらとしては、
1:28:54	説明していただければと思いますので、全部
1:28:58	の設備だけじゃなくセンター、
1:29:03	はい。念のためです。確かに熱く流体等でケースを分けるところが、確かに説明をして、説得力が増す、動くかなと思いますので、そちらの方を踏まえて、
1:29:14	修正させていただきたいと思います。
1:29:17	はい。
1:29:18	清長岡です。あとですね同じページで第4-2図に図がありますが、まず、
1:29:24	この中でですね、どれ、
1:29:27	を指しているのかっていうところを、
1:29:30	しっかり明記していただきたいんですが、そこはいかがですか。
1:29:38	はい。日本原燃田仲です。確かにこちらの方で似たような機器が二つ並んでたりしてとの話なんだということになれば確かに最もおっしゃる通りだと思いますので、
1:29:49	丸の枠で囲むとかですねそういう形で、どこを説明したいかってのがわかるように、修正させていただきたいと思います。
1:29:58	はい、鶴岡です。よろしく申し上げます。
1:30:01	関連してですね、ちょっとこの部分で、
1:30:05	第4-2図なんかは、後ろにあるずーの1部分を拡大したものという。
1:30:12	に書いてあるんですが、
1:30:14	とですね、後ろの方にあるF D図のどの部分が、
1:30:20	行うのかっていうのを、お互いのリンクがなくてですね。
1:30:24	結局、確認作業で、ここがすごい時間を費やすところと、
1:30:29	！！
1:30:30	例えばL L Dの中でここ、この設備ですよってというのが一つとあるだけで、説明されてますねというのはわかるんですが、

1:30:38	お互いがお互い、
1:30:40	に、どこを説明してるっていうのが、リンクがとれないっていうことが少し問題。
1:30:46	かなと思いましたがその辺の認識いかがでしょうか。
1:30:49	はい。営業部田仲です。おっしゃる通りこちらの方に読むニーズっていうのが、F Dシートのナンバーに出てくるのかっていう支店何十倍もたまになってるところがあるんですけど大変、
1:31:01	うん。
1:31:03	大変な作業になってしまいますので、すいませんそちらの方認識を読んではなかったんでございますすいませんでした。E Fのシート番号を追記させていただきたいと思います。
1:31:13	はい、規制庁課ですこちらの方にL / Dの番号を追加するだけでなくU Dの方でも、この施設ですよということがちゃんと同定できるように、
1:31:22	個別の番号を振るとかその配管みたいに、
1:31:25	もう何らかの印で振るとか少し、
1:31:29	そういうことがわかるようにしていただきたいんですが、いかがですか。
1:31:33	はい。層厚でこの本文にフリーで、それぞれリンクが張られて、
1:31:41	繋がりがわかるように、修正させていただきたいと思います。
1:31:45	トークです。ちなみになんですけど、今回作業してみると明らかにその部分で、
1:31:51	やりづらさが出るのは明らかだったんですがそちらで確認
1:31:55	している方ってそういうコメントってされないんでしょうか。
1:32:04	はい。日本のタナカです
1:32:06	こちらの方、方では確かに
1:32:10	昭和村はしたのかもしれないんですけども、
1:32:14	下、
1:32:15	しまったたのかもしれないんですけどただ、それではちょっと資料の、
1:32:21	方向性としては
1:32:22	不十分かなというのは先ほどのご指摘の通りだと思いますので、修正の方向で対応させていただきたいと思います。
1:32:30	はい。規制庁岡です。よろしく申し上げます。
1:32:35	阿藤。この、この部分の関連で、85 ページ目、マスキングの

1:32:43	ね、これについても、結局どこを指しているのかっていうのがちょっと わかんなかったんですが、
1:32:49	特にその二つ目に書いてあるもの。
1:32:52	二つ目に書いてある機器名がマスクングになっていて、
1:32:56	これって、F Dの方でもちょっと曖昧になっていて、
1:33:01	例えば、菅抽出に
1:33:05	よくわからなかったなっていうところが、
1:33:09	C F D 4 の 148 ページ目、マスクングの範囲なんですけど、
1:33:14	ちょっと 104
1:33:22	説明されてる設備っていうのは、
1:33:28	おそらく今ふた I I
1:33:30	番号を振られてて、木野 03-6 っていうものなんですけど、
1:33:35	じゃないですね、木野 03-6 って振られちゃってるものと、
1:33:40	が二つついてで、
1:33:42	実際機能 03-6 というのはこの設備じゃなくて別な設備、
1:33:48	あれでしょうか。
1:33:55	M0 年カキザキです。
1:33:57	衛藤。
1:33:58	エラーの設備に関しては、
1:34:01	まず、先ほど本文で、
1:34:04	ひもづかないと、メントがあった機器に関しては、この機能 03-6 と書 いている、4 軽度の機器で間違いありません。
1:34:14	それでこの設備が
1:34:18	レベル廃液濃縮系の機能、03-6。
1:34:23	ではなくてでして、
1:34:25	主たる機能としては、その S A 時に、フット状況をですね凝縮するとい う機能。
1:34:31	持っている設備でして、B S 兼用設備、
1:34:37	の整備となっております。それで、
1:34:40	リスト側としてはですね、大体換気設備が首藤首藤 6 棟おまして、そ ちらの大体換気設備側の -03-6 というふうに整理を進めております。
1:34:54	はい。施設を加瀬さんとおそらくですね、機能 0、この機能 030 ってい うのは、別な系統で使ってる機能 03-6 とそういう意味なんですか。
1:35:05	その通りで大体換気設備側の木野 03-6 として登場してございます。

1:35:13	生徒防火です。
1:35:15	ここは、その右側にある木野 03-6 との関係とかですね。
1:35:21	同じ。
1:35:22	I Dが振られてますので、
1:35:26	ちょっと説明有井ますでしょうか。
1:35:38	少々お待ちください。
1:35:43	はい。日本原燃田仲です。今おっしゃられた企業 036 というのは確かにこの 140。
1:35:54	ページ 2 ヶ所出てきておりまして、右側の木野さんの 036 というものについては、右肩の方にある、この F Dシートの、の種の、
1:36:06	衛藤であります高レベル廃液濃縮系というものになっておるんですけども、左側に出てきます。緑色で囲われている木野 03-6 の方につきましては、吹き出しの方、つけておりまして、
1:36:20	一体換気設備、先ほどカキザキの方がご説明しました通り大体換気設備ですよというようなわかるような形で、
1:36:28	駐禁っていうんすかねテキストの方を置いているというようなものになっております。
1:36:33	はい、規制庁からですわかりました。
1:36:43	この系列の中でも、主な何重なりっていうのはいろいろ説明があつて、
1:36:52	そこをちゃんと読み解いて、リストで上がってるのはこっちだっていうことを、こちら確認者側は判断していかなきゃいけないとそういうことなんですか。
1:37:08	日本のタナカです。今の作りとしてそういうふうになってしまっております。はい。
1:37:14	規制庁大賀です。わかりました。もうちょっとわかりやすくして欲しいところではありますが、結構大変です。
1:37:27	はい。江村の田中です。
1:37:29	確かにこの試薬、
1:37:31	系統図の 59 割ぐらいが高レベル濃縮系の配管になってるんです。一部設備のものが紛れ込んでいるというところについては、
1:37:42	設備区分を設けているものであればその設備を説明した時にそこをハイライトするとそういうような工夫はさせていただいてるんですけども、
1:37:52	反するようなどころになりますともう、
1:37:55	高レベル濃縮排気系でも、

1:37:58	大体換気設備、
1:38:00	あるので、区分というものはどうしても置けなくてですねこういう吹き出しを追加して、違いがあるよというのをちょっと示すしか今ないかなというふうにちょっと思ってたところでした。
1:38:10	はい、規制庁、わかりました。ここ種のところがもし違う場合、その系列で示そうとしてるものではない場合に、少し四角枠の中の主のところを目立つようにするとか、そういうのはいかがでしょうか。
1:38:28	OKです。
1:38:29	はい。永見タナカです。はい。その対応では確かに目がいってですね、何か主要設備がわかりやすいと思いますんで、そちらは資料の方に反映させていただきたいと思います。
1:38:40	はい。規制庁岡ですよろしく申し上げます。あとちょっと説明がないところない設備というのが少し確認されてで、ちょっと例えばなんですけど今の木野 03-6、
1:38:54	大体換気設備で説明される機能 03-6 の次の
1:38:58	凝縮キーが、説明がどこにもなかったんですがこれはどういう扱いになるんでしょうか。
1:39:10	日本原燃柿崎ですけれども。
1:39:12	こちらに関しても、に関してですね凝縮機能は、伊勢図、
1:39:20	そしてですね、いわゆる [REDACTED] とですね同様の扱いで配管相当として計上している対象になります。
1:39:31	実は超過でそういう整理は、わかってはいるんですが、そういうのを設置、網羅的に説明する資料という位置付けで、そういう説明もやはり必要かなと思うんですが、
1:39:43	いかがでしょう。
1:39:46	4連カキザキです。
1:39:48	ご指摘の通りだと思いますので資料修正して提出いたします。
1:39:54	はい、規制庁岡です。
1:39:56	で、その下、
1:39:59	年齢 45 ページ目。
1:40:02	今の説明を踏まえてなんですが、
1:40:04	45 ページ目の、上の方で F D 4 のところに、こういう説明をしますと言っていて、
1:40:11	そこのジェーンの扱ってというのが、
1:40:16	手前側と奥川で、

1:40:19	違っていて、ここってというのは今の、
1:40:23	手前側の J A がその先ほどの機能 03-6 が振られていた方で、後はが、今説明があった配管として扱うという、
1:40:31	そういうことで中を通る、通るかとか、
1:40:36	中を何も通さないかとかそういう書き方なんですか。
1:40:44	少々お待ちください。
1:40:55	年タナカです今ご指摘いただきました F D - W i n のシートの枠囲みのところで、直列で二つ J A っていう三角形が出てくるところの、
1:41:06	左側の方が何もられてないというそういうようなご指摘でしたでしょうか。はい。室長仮設の扱いが違うことはわかるんですが、例えばこれ補カー。
1:41:17	だと、例えば配管として扱いぐらいばかりとして扱う場合は、その記号自体をちゃんと書こうとかそういうルールが、
1:41:26	あったような気がするんですが、
1:41:28	今回こういう二つの点があったのでちょっとわかりやすい例として、先ほどの機器が挙げられてるということで、
1:41:36	挙げてみたんですがその説明をお願いしますということ。
1:41:39	はい。議員の棚田です。こちらの方につきましては主流路として扱う意味で、主要な機器としては使わないそういうようなものにつきましては
1:41:49	三角をつけをするようなやり方をしてまして、前田すいませんこちらの左側の J というのを突き通して見るのが正しかったんですけどちょっとこちらの方が、いろいろ、
1:42:00	ちょっとぬれてしまったということで、右側と左側で同じようないろんな塗り方になるのがこの、今ご指摘いただいたところの見方の正しいやり方になります。
1:42:12	はい、規制庁加瀬ですわかりました。いろいろ
1:42:16	この部分ってかなり
1:42:19	ふぞろいな、
1:42:20	不正の数なところが見られてますのでまた全体を通じてそういうところはしっかりルールにのっとって、
1:42:27	見ていただければと思います。お願いします。はい。日本のタナカです。承知いたします今一度その上で、いろいろなやり方、チェックさせていただきたいと思います。
1:42:38	木曾情報化です。阿藤。別の観点として 149 ページ目の、

1:42:45	F D5の中で、これも今回結構数多く見られたんですが、下の方にある機能03の12の、
1:42:54	ところで、
1:42:55	この中を通過している配管と直前で止まっている配管、特に今回は背後03-1が全体的に、塗装中の配管に関しては塗られていないというような状態で、
1:43:07	この違いというか、ここってというのはどういうポリシーで、整理されているんでしょうか。
1:43:21	はい。年にタナカですこちらの方につきましては本来であれば比木の03年、タンクと取り合ってるところまででよかったんですけどもちょっと中間で、
1:43:31	は寄りすぎお湯になります。
1:43:39	それ超過です。その整理はどういう。
1:43:44	ことなんでしょうかと、その中の配管は、
1:43:48	どういう扱いになるんでしょう。
1:43:55	はい。Nタナカですそのその中の配管につきましてそのグループ込みシートで言いますと、03-12の貯槽の中のものというような扱いで、配管という扱いではないと、というような整理になっております。
1:44:12	はい、規制庁上総カーの層も全部、
1:44:16	そういう扱いなんでしょうか。何か塗られてるものとねらってないものが、
1:44:21	いろいろあって、そういうという書き方なのかってところで代表的にここを出したんですが次の資料なんかだと、ほとんどが、
1:44:30	かなりまだ
1:44:32	それも取れてなくてですね、ちょっとその辺の考えをカバーしていただきたいんです。
1:44:42	少々お待ちください。
1:44:52	はい。三野タナカですいません渡しましたこちらの先ほどご指摘いただきました149の次のページ、150ページFD-6というところも、前のページと同様で、
1:45:05	設備区分自体が管台で区切れますというような書き方になっておりますので、こちらの方は
1:45:12	先ほどの、
1:45:13	説明と同じように、貯層の中ではないというのが正解になっておりますので、修正させていただきたいと思います。

1:45:24	規制庁かです質問。
1:45:26	の意図としては、結局中を通過するものと通過しないもので、どうい う、
1:45:32	考え方の訳があるんですかっていうところだったんですがそこは、
1:45:37	いかがでしょう。
1:45:41	はい。辨野タナカです。貯層の方につきましては売らないものが正解に なっておりますので、今回お出しした資料はちょっと、一律に出されて いる着色されてるものが多くありますので、
1:45:53	そちらの方は修正の対象ということで、承知させていただきたいと思 います。
1:45:59	規制庁からですそれで、そのなかーの配管はどういう、
1:46:05	扱いになるんですかっていうのが質問の趣旨なんです、
1:46:14	なぜならなくていいのかっていう理由を、
1:46:17	お答えいただければと思うんですが、お願いします。
1:46:24	少々お待ちください。
1:46:46	はい。お待たせしました
1:46:48	わかりました
1:46:51	配管の一部として整理するようなものにつきましては、事実貯層自体、
1:46:57	防げるような形になっておりまして、
1:47:00	ちょっと無理すぎだというふうな説明をさせていただきましたものにつ きましては、
1:47:05	トキ木内機器としてピックアップされているということで、中のものにつ きましては、機器の一部というような整理になっておりますので、
1:47:14	簡単な考えというか、組成との取り合いなりが1回の範囲というような 整理になっております。
1:47:20	はい。規制庁岡です。そういうところもこの図で、多分
1:47:25	塗ってるものってないものっていうところで理由が書いてなかったりす るとこういうふうに聞かなきゃいけないので、そういうところも配慮し ていただければと思いますがいかがでしょうか。
1:47:35	はい。尾上の田仲です。ありがとうございます。そのような紙して本来 見ておけば見ておかなければいけないところ、入れなくて申し訳ござい ませんでした。もう一度そういう観点で、全部の資料をですねチェック したいと思います。
1:47:49	はい、規制庁からですよろしく申し上げます。私からはとりあえず以 上。

1:47:56	うん。
1:48:00	規制庁高橋ですちょっと関連するというかその資料の機器等いろんな乗り方とか記号のその説明のちょっと補足といいますかそういうところの確認なんですけれども。
1:48:15	ページと 29 ページ 30 ページの辺りのところで、これも 1 例ということにはなるかもしれませんが、
1:48:26	30 ページに図が二つあって、上がはい。
1:48:30	相川福間岩下が含む場合という二つがあるんですがこれ 29 ページのところ図参照となってますがこれどういうこの説明とですね、29 ページの説明と、
1:48:43	30 ページの二つの図の関係っていうのが、もう少しこう捕捉できないかということなんですがいかがでしょうか。
1:48:59	少々お待ちください。
1:49:27	X 垂ん原燃カキザキです。
1:49:32	須藤。すいません。30 ページが、二つ図で示しているところ。
1:49:38	いうのは、
1:49:40	こちらですね、貯槽等への注水する。
1:49:44	ラインなんですけれども、
1:49:46	内部で、
1:49:48	高レベル廃液濃縮の区分があるところと、
1:49:52	中にポット等がってますね、それがデービー側の資料となっていて、そこから先は、デービーと兼用する。
1:50:02	会社があるという 2 パターンを示して、
1:50:05	きまして、20 ページ側のポツ見、
1:50:10	ポツで言いますと、三つあるうちですね、下の、
1:50:15	二つに関しては、先ほどの図の下の方と引き続きますので、そのようなことがわかる記載をですね拡充したいと思います。
1:50:25	はい。規制庁の川瀬よろしく申し上げます。
1:50:32	続けて、同じような話なんですけれども、
1:50:51	通しの 64 ページでくれます。
1:50:55	当時 64 ページなんですけれども、この上側の、
1:51:00	図の 3 の第 3-7 図というところの、S D 番号のこのつけ方で、
1:51:07	二つ、何だろう、上に二つ 52 と 4 で / で繋がってくるんですよ。下が 2 と 32 / に繋がっているんですがこれこれの見方というか、この右上の行、説明図への説明の

1:51:22	ところを見ると、3パターンぐらいあるんですが、これってどういうふうに
1:51:27	なんですかね。
1:51:28	対応というか読み方というか、なってるのかってちょっと他の他のその図と違ってちょっと何か複雑以下、わかりにくいですが、少し解説をいただけますでしょうか。
1:51:38	どういう見方をするのかっていうか、
1:51:44	日本原燃のカキザキですけれども、
1:51:46	脊柱性に関して
1:51:50	このように歩
1:51:52	等ですすねデービー
1:51:54	を兼用するラベルがついてラインが3ラインありまして、
1:51:58	まず、FDに、
1:52:01	だけ書かれているものに関しては、ちょっとそちらのページに飛んでいただきましてですね。
1:52:10	来的には、
1:52:22	具体的には、
1:52:25	区40、
1:52:27	6ページですね。
1:52:32	それで左上の方に、
1:52:39	緑色繁殖。
1:52:42	の、
1:52:43	図面がありまして、
1:52:47	うん。
1:52:52	その中でですね、
1:53:00	実
1:53:01	こちらがですね
1:53:03	a bで床除染に関する配管が並んでるところでして、
1:53:10	緑の線がですね、4本あるかと思うんですけれども、
1:53:15	その中で、
1:53:19	ちょうど真ん中ですかね、接続法が真ん中の、
1:53:23	もの。
1:53:29	向こうで言うと004番という番号がちょっとついてる。
1:53:33	ものなんですけれども、
1:53:35	そちらをですね、下の方に辿っていきますと、

1:53:46	途中でですね、
1:53:52	ちょっと分離設備等と紫で書かれたような、近くにあるポットに合流しまして、そこから下に、赤と緑の実線いわゆるABSで兼用というところで供給されると。
1:54:08	いうところが該当するというのがこちらがまず1例になります。
1:54:12	はい規制庁タカハシさん対応関係さ、先ほどちょっとコメントの中で、何だ、双方のリンクとかそっちのどこに当たるのかって説明をっていう話がありましたのでこの部分も
1:54:24	というふうな感じで関係がわかるような感じにさせていただければいいと思いますので、今1例をしてお話いただきましたが全体的にそういう整理をしていただければと思います。
1:54:38	日本原燃柿崎ですコメントの趣旨がわかりましたので、衛藤市立ですね同様の方針で記載、
1:54:45	修正したいと思います。
1:54:48	はい。
1:54:51	私からは、
1:54:53	すいません1個、非常に細かいところ、
1:54:57	ですけどこれ誤記だとは思うんですけど、140ページ141ページで、
1:55:03	個別、何だ。
1:55:05	整理表の中の
1:55:08	140
1:55:11	140ページで整理表に器具本部につけてる記号でアルファベットとそれから個別のものは個別で受けたんですけど、110ページで個別1となっていて、141ページは個別でなんて数字ついてなくてこれ、
1:55:24	多分どっちかが正解だと思うんでどちらかに合わせてくださいというだけの話です。以上です。
1:55:31	はい、井上タナカです。こちらの本文とひもづいているところになりましたそちらと整合をとるような形で修正させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。
1:55:41	私からは以上です。
1:55:44	シミズでしょうか。こちらの資料について規制庁場から確認とございますでしょうか。
1:55:52	規制庁からですが、ちょっと1点だけ念のための確認なんですがこの後も、いろいろとす。別紙の1-2は続くんですが、
1:56:01	この資料でいうと134ページ目。

1:56:05	申請対象設備率等、
1:56:08	今回新生会がバーになっているものが多々出てきたんですが、これは先日の共通 08 の整理で、
1:56:17	同じ名残で、また修正されるという、そういう認識でよろしいでしょうか。
1:56:22	はい。辨野高須その通りでございます。
1:56:26	はい、規制庁下で処置しました。以上です。
1:56:31	規制庁シミズ速乾性帳場をご覧をこの資料についてなければ、
1:56:36	続いて次の資料に移りたいと思います。現場から説明をお願いします。
1:56:44	はい。年タナカです。続きまして、
1:56:48	本日ご用意しました最後の資料になります。別紙 1 の 24-3-1 ということで、高レベル廃液ガラス固化設備の方の資料になります。こちらの様、
1:57:00	右下ページと 5 ページの方になります。
1:57:06	こちらの方は 25 条の保管廃棄施設ということで、放射性固体廃棄物の処理とこちらの方を中心に設備の抽出をやっているということになります。で、
1:57:16	こちらの方も先ほどの高レベル、
1:57:19	同様で
1:57:22	冒頭のところにつきましては、いろんな見方等はですね、エース抽出の仕方は、いずれも同じになっておりまして、今回も先ほどの加圧設備ではないですけども、特徴的なところというのは後、後半の方にありまして、
1:57:41	こちらの方も
1:57:43	7 右下の 77。
1:57:46	次のところからが、もう何、終了としない考え方等をまとめている項目になっておりまして、こちらの方を読み進めていただきますと、
1:57:58	80 ページ以降ですね、こちらの方、
1:58:02	終了としないという項目であるんですけども終了とするというちょっとそういう構成になってて、ちょっとわかりづらいところではあるんですけども、は、右下 80 ページでいうと、
1:58:14	ガラス溶融炉の洗浄運転に必要な模擬
1:58:17	廃液の供給ラインと、そういうところは、こちらの文章で示しております通り、
1:58:24	当期運転、

1:58:26	ドクターを維持するとかそういうような設備の事情とかとくと特性があるということから、終了というふうに設定しているというのと、同じく 81 ページの方の、
1:58:40	ラセール去ったところにつきましては、ガラス溶融炉の主要な機器の一部として扱うとそういうような示し方をしております、82 ページ以降につきましては、同じような機器を、
1:58:53	配管、先ほどの高レベルのところでも登場してる、同じような機器になってますので、こちらの方は配管として扱うというような結論なんですけども、
1:59:04	逆に、
1:59:05	理由が、確かに今の記載ですと弱いのでその扱う流体とかですぬそういうのを踏まえて、
1:59:11	理由の方拡充しなければいけないというのが 82 ページになっております、
1:59:16	13 ページの方につきましても同じように配管として取り扱うような、
1:59:23	ご説明になっております。で、
1:59:28	欲求にえーっとですぬ。
1:59:31	85 ページの方ですと、こちらの方は狩猟上の原料供給期ということで、
1:59:39	その方が主流配管の一部として扱うとそういうような整理をされているものになっております。
1:59:46	86 ページの方も同様に、配管の一部として扱うとそういうようなものを、
1:59:52	示しております。
1:59:55	特徴的なところとしましては、以上になります。
2:00:00	規制庁、清水です。それではただいまの説明について規制庁から確認等ございましたらお願いします。
2:00:12	正当化ですとかこちらの資料もですぬ、先ほど申し
2:00:18	おっしゃっていただきましたこの
2:00:20	使用機器として 17 が範囲の考え方の理由とか、あと大きい F D とのリンクがちょっと弱いので、F D で説明されてない気がないかっていった観点で、
2:00:30	リンク等も踏まえて全部網羅的に説明されてるかっていうところは、特に検討いただければと思います。ちょっと目立つのはやはりその配管の扱いが先ほど、

2:00:41	少し前の資料でもやりましたが、こちら不明瞭なものが結構多いので、その辺は先ほどの水平展開として、
2:00:49	対応いただければと思います。ちょっと内容側なんですけど、11 ページ目、全体が全体の系統概要があるんですけど、
2:00:59	高レベル廃液金野麻生は2系統に分かれてると思うんですけど、ここで1系統しか書かれてないっていうのは、
2:01:08	何か理由があるんでしょう。
2:01:15	はい。日本原燃田仲ですこちらの方、おっしゃる通り2系列ございます貯槽ですけども、こちらの許可の系統図の方の概略ということになっておりますので、
2:01:27	図の2-1に示すような記載の方になっております。
2:01:31	はい。規制庁岡です概略。
2:01:34	計画系統概略というのはわかるんですけど
2:01:37	2系統を
2:01:43	つなぐラインとかですねそれらの関係が、
2:01:47	一対一で読み込めないF Dとの対応とかで一対一で読み込めないのが、ちょっと確認しづらいところだなとここの部位、
2:01:55	系統概要図が一番大元になっていてここの整合っていうのをL/Dで見えますので、そういったところを踏まえると少しここは
2:02:04	許可納通から少し、
2:02:07	変えましたとか、今もすでにそのいろいろ系統は付け加えたりしてはいるところですが、この1と置いてしっかりそのもう関連の系統等を、
2:02:20	わかりやすく説明されたと思うんですがいかがですか。
2:02:25	はい。日本原燃の田仲です。確かに許可の系統図を使いますとご指摘の通り、表現し切れない貯槽とかが見えてくるということになってきますので、こちらの許可の図面、
2:02:36	設計当初C F Dを、一対一で見ると非常に難しいかなというようなものになっているのは、こちらわか理解できるところになってまして、そこで
2:02:47	例えば実際の49ページのようにですね、
2:02:51	その間を埋めるような形で、系統概要図、もう1枚追加させていただいております、
2:02:59	こちらの方ですと2F DとA系統数が直接取り合うような構成になってて、さらに、先ほどの許可の系統図でも、

2:03:09	名称とかでリンクが張れるようになっておりますのでこういう間に入っているところで、何とかそこの系統をうまく説明できないかなというところで、この
2:03:18	3-1 図等、追加した経緯もございますので、こちらの間に見ていただくというのは、
2:03:25	どうかなと思ってたのですが、
2:03:28	社長からわかりました。
2:03:30	でしたらですね、例えばですねこの第 2-1 図に、そういうことを少しわかる通り、本当、結構大きい、そう、槽類の方法で説明されてますので、
2:03:41	この層は、ここでは 1 系統しかないんですが 2 系統ありますっていうのが、11 ページの方でしっかりわかるように、
2:03:48	解説いただければ、後ろの方で、それと紐づけてみるっていう、
2:03:55	ことで対応したいと思いますがそういう、
2:03:58	ほんでいかがでしょう。
2:03:59	はい。日本原燃田中ですおっしゃる通りだと思います一つしか見えないやつは 2 系列になってますよとさらにそれは図、すいません、第 3-1 図、そういう系統図概要の方で、
2:04:11	一般分解して見せれるようになってますのがわかるような注記ちょっとこちらの許可を用いているものについては、一律、チェックしてですねそういう、
2:04:20	間を埋めるような注記を追加したいというふうに思います。
2:04:25	それと動かですよろしく申し上げます。この 11 ページ目のズーで、
2:04:31	判例。
2:04:33	今月 1 回いただいているラインがいくつかあってこの時全部実線なんです、凡例でいう液体、
2:04:41	を表現している、判例は対応されていると、そういう認識で大丈夫ですよ。
2:05:00	少々お待ちくださいすいません。
2:05:07	門田の田仲です。お待たせしましたこちらの方、北井
2:05:13	許可の系統図にある北井というところとなっておりますはい。以上です。光岡です。F Dの方でもそういうところは確認できてまして、ただちょっと内容的に 1 点確認したいところで、
2:05:27	戻っていくラインが、基本的に追加されているっていう認識なんですが、高レベル廃液混合層から、

2:05:35	高レベル廃液が高レベル濃縮廃液貯槽貯蔵系に戻るラインっていうのが追加されていてで、これは確かにL/Dでもあるんですが具体的にどういことを想定した配管。
2:05:47	为什么呢。
2:06:03	今年度のヤマザキです。こちらの返送ラインはちょっと規定上で、万が一返送できるような対応として、設計として準備してるものになります。
2:06:13	はい。規制庁甲斐ですすありました。オーバーフロー防止とかそういうことなんでしょうか。
2:06:21	オーバフローとかではなくて、
2:06:24	本当に万が一対応というような形になります。
2:06:27	はい、規制庁ですそういうのもちゃんと配慮されて全部それが経路となって、
2:06:32	流れされているということで理解しました。
2:06:37	続きまして 22 ページ目。
2:06:40	からの大雪とあと先ほど個別特徴というところの解説 II も関係してくるんですが、
2:06:49	まず 22 ページ名で放射性物質の保持機能という、
2:06:53	ことで、
2:06:55	ガラス溶融炉の高レベル、
2:07:00	先ほどもちょっと説明があった。
2:07:03	ご主人が入口シャッターというのが、
2:07:06	少し高レベルの特徴として挙げてあげなきゃいけない確認しなきゃいけないところだと思うんですが、
2:07:13	81 ページに少し説明があるんですがそこを読んでも、やはりちょっと微妙にわからない。
2:07:19	んところで、
2:07:20	これって具体的にどういう設備であってどこからどこまでの範囲を、
2:07:25	想定したものなんでしょうか。
2:07:32	日本原燃の山崎です。
2:07:34	まず保守軸入口シャッターっていうのは、ガラス R の負圧を維持するためにですね、ガラスいろいろなに空気が流入する、その流量を制限するために設けているものになります。
2:07:47	こちらが設定された経緯といたしましては、ガラス U L のトリガーとかが落下した際にですね、回収治具とかをですね、構成する際に、

2:07:58	溶融炉内の負圧を維持するために開口を制限するために設置するというような位置付けとなっているものになります。
2:08:06	はい、規制庁からわかりました。
2:08:09	当つこれは常に、
2:08:13	何か
2:08:14	一番わかりづらかったのがですね、下の方の、
2:08:18	なお書きのところですかね、ガラス溶融炉を構成する。
2:08:24	気水及び配管フランジで接続してるんだよ。
2:08:29	ガラス溶融炉を構成する機器と個人入口シャッターを入れ替え、クラス溶融炉の運転を行う場合があるそのプラスルールを構成する機器っていうところは、
2:08:41	上に説明されているこのガラス溶融炉を構成するする機器及び配管のこの後ろに書いてあるものが相当するんでしょうか。
2:09:04	日本原燃の土岐でございます。おっしゃる通りでございます。
2:09:07	規制庁がそのガラス溶融炉を構成する機器っていう説明がないっていう。
2:09:13	ことでお伝えしているんですがこれって、やっぱりないでいる。
2:09:17	どこかに書いているんでしょうか。
2:09:29	市長さんお待ちください。
2:10:04	日本原燃土岐でございます。ちょっと記載の程度はですね、ちょっと不足分があると思われましてこちら記載を拡充して修正したいと思いません。
2:10:14	はい。規制庁羽田です。この 22 ページ目、23 ページ目の辺り少し、
2:10:21	どういうものかっていうのを書いていただくとともに後、後の方で 81 ページ目に少し説明があるんであれば外とのリンクも、ここでしていただいた方がいいかなと思いますので、
2:10:33	あわせて検討いただければと思うんですがいかがでしょう。
2:10:39	日本原燃土岐でございますその通りで等と思いますのでそのように修正いたしたいと思いません。仁木。
2:10:49	規制庁課ですよろしくお願いします。
2:10:52	あと 23。
2:10:53	ページ目で、
2:10:56	は、ですね。
2:10:59	第 25 条保管廃棄側に、
2:11:02	この部分が含まれてないのか明記されていないっていうところで、

2:11:09	この
2:11:10	23 ページ目の第 1 段落では、
2:11:15	選定結果を第 25 条の内数っていう扱いになっているんですが、実際のところは 25 条。
2:11:26	25 条の方では、含まれるんでしょうか。
2:11:30	この今のシャッターの話。
2:11:42	日本原燃武でございます。
2:11:44	と 25 条の方に含まれる。
2:11:46	ものとなります。
2:11:48	はい、規制庁からですでしたら 25 条の方でもちゃんと明記いただいて何か今だと。
2:11:54	25 条プラスアルファが 25 の上の内数というふうに説明している中で、急に出てくるような、
2:12:01	ことになっているので、その辺の説明の不整合、今、コメントしていますので、
2:12:08	その辺よろしくお願いします。
2:12:12	曜日のトキでございます。わかりました。
2:12:15	はい。規制庁大岡です。次、24 ページ目で、
2:12:25	25 条の保管廃棄側説明されていた茂木隼基供給ラインが、こちらでは含まれないっていう、
2:12:34	ところは、
2:12:35	消したんですけど、
2:12:39	一応 25 条との関係で、説明が続いている中で、説明がないままに、
2:12:45	主に廃棄廃液系列の系統がないですよというふうに、
2:12:49	図で読み取るしかなかったので、そういう特徴的なところを、
2:12:56	まず示してもらった後その理由っていうのはおそらく後の方で説明もあるんですが、
2:13:01	結局その放射性物質を含まないので、保管廃棄、
2:13:05	は、対象にしているんですが、あの子はいでは、対象にしませんみたいなそういう整理なんだと思われるんですが、そういう説明があまりないので、
2:13:16	その辺もしっかりこちら辺でも説明いただきたいんですが、そういうことでよろしいでしょうか。
2:13:24	いろんな時でございます。そのように修正対応いたしたいと思います。
2:13:30	はい引き継ぎ超過です。確認者が結構、

2:13:34	こちら辺で何でなってんだろう、こういう整理になってんだろうということはずっと後の方に、
2:13:39	書いてきたりもするので、その辺を踏まえて少し前段からここで書いてますとかそういう配慮を、
2:13:46	していただくとよりわかりやすいんじゃないかと思いましたので、磯そういう一連コメントも意図でしたのでよろしくお願いします。私から以上です。
2:13:57	規制庁驚見です。
2:14:00	返してきて町側から確認等ございますでしょうか。
2:14:05	コサクです。ちょっと今までのやりとりの中で、全体よくわからない部分があったので、
2:14:12	ダブるかもしれませんが、再確認。
2:14:15	です。
2:14:19	基本と話のあった模擬廃液のことだったり、
2:14:24	或いはシャッターのところの取りかえ、
2:14:27	の部分だったり、
2:14:29	いうことで、25条に入る入らないとかっていうようなこと言われてたんですけど、
2:14:37	そこは、そもそも25条、保管廃棄っていうこと。
2:14:42	であって、ガラス固化体製造っていうのとはちょっと本来的には違うんですけど、
2:14:48	そのあたりの、その条文対応関係っていうのをどう考えて整理したかっていうのは、
2:14:55	一般論的に説明していただきます。まず、
2:15:09	はい。日本のタナカです普通のガラス固化体の方につきましては確かに25条の方ですと保管廃棄ということになってて、ガラス固化体が出てきた後のような、
2:15:22	この
2:15:23	想定してはいるんですけども、中につきましては、
2:15:28	何ですかね設備区分、ガラス固化体の廃棄施設と、すいません固体廃棄物の廃棄施設というところで、紐付けまして、多少ちょっと
2:15:39	ログ、名前と系統機能が一対一にはならないかなとは思ってたのですがその、
2:15:45	解釈の中で、25条に紐づけて、

2:15:49	ガラス固化ガラス溶融炉全般のガラス固化の製造という一連のものを、関係づけて抽出したというような考えになっておりました。
2:16:03	古作です。ちょっとすいません。
2:16:08	今入れたのはそういうことですのでというのは説明はそうなんでしょうけど、
2:16:12	溶融炉に入れる。
2:16:15	これは液体であって、
2:16:17	そこは液体処理の関係からの条文関係は整理を、
2:16:23	そういう趣旨から整理をしていないと。
2:16:26	不十分じゃないかっていうことがあった、あると思うんです。
2:16:31	それとの関係をどう整理をしたかと。
2:16:35	いうことはいかがです。
2:16:41	問題のタナカです。おっしゃる通り
2:16:44	水を入力フィードする手前のところまでは液体系のプロセスになっておりますので、24条の
2:16:50	液体廃棄物というような整理も確かに、
2:16:56	そちらがぜひ提出するという考えも
2:17:00	おっしゃる通りではあるとは思う。
2:17:03	あります。はい。ただ
2:17:05	何ですかね。
2:17:08	関連性というところで紐付けはあるのかもしれないですけども、すいません現状としては25条の方に広く取り込んでいたというような状況でございます。
2:17:26	現状は、
2:17:28	別に直せばいいだけなので、
2:17:31	それだけの説明でも何の、
2:17:34	ないんですけど、
2:17:38	北伊井の要求に対しての対応っていうのは、今何ですか整理できてない状態ってことですか。
2:17:52	すいませんちょっとお待ちください。
2:18:33	はい。念のためですすいませんお待たせしました。20年度の整備につきましては、
2:18:41	室です。確認しながらちょっとその整理状況を確認させていただきたいなというふうなのが、以上でございますすいません。
2:18:51	古作です。25条2関係させるのはいいんですけど、

2:18:56	24 条なり他の条文しっかりと、
2:19:00	要求見て、十分な、
2:19:03	対応をとると。
2:19:05	安全確保上十分の対応をとるということが説明できている必要があろうかなというふうに思ってます。
2:19:12	その点から、模擬廃棄のところは、それこそ生きた廃棄物処理の
2:19:21	条文との関係はなくても全然いいのですけど、
2:19:24	一方言われていたのは、ガラス固化体製造という関係からは、
2:19:31	非常に重要な設備、
2:19:33	機能の一体をなす。
2:19:35	ものなので申請対象にすると。
2:19:38	いうことうで話があったと思えばいいですか。
2:19:46	N タナカせます。その通りでございます。
2:19:50	はい。補足です。そういったところは 25 条の関係と 24 条の関係とかです、よく整理をして話をしないと、ちょっと理解しきれないかなと。
2:20:01	いうふうに思いましたのでそういった視点でよく整理をしていただければと思います。
2:20:07	で、シャッターのところも同じでして、25 条で整理しましたと言われたんですけど、
2:20:14	元は廃ガス処理系の話としてのバウンダリー。
2:20:21	と同じ趣旨であって、
2:20:23	他は貯層という、
2:20:26	一つの容器の中、
2:20:27	であるところが、溶融炉だとちょっと構造体が違うので話題に上がっている。
2:20:33	ということなので 25 条ですって言われると何か相当の違和感があるんですけど、
2:20:39	ちゃんと十条とひもづけされてますか。
2:20:45	複並タナカですこちらの方は中条の最初の限定された区域、すいません。中条の方と抽出の段階で紐づけされております。はい。
2:20:58	はい。コサクです。
2:21:00	そういった点が何か先ほどの説明が、
2:21:04	ごちゃごちゃになっていたような気がしたので、
2:21:10	十条と紐付けがされていればそれはそれでいいのですけど、その上で 25 条にもひもづくってというのはやっぱりあれですか。

2:21:19	製造にかかるという、意味合いとして重要だっていうことなんですかね。
2:21:33	はい。本多タナカですその通りでございます。
2:21:38	はい。補足です。わかりました。ソウレイそのあたりは
2:21:43	先ほどの説明だけでは十分伝わらなかったので、
2:21:49	対応して、記載拡充をする際はよくわかるようにしていただければと思います。
2:21:56	おそらく先ほどの話で入ってると思うんですけど、シャッターは取りかえ品で、
2:22:02	じゃあ、その取りかえる元は何かですねどうやって取りかえ、どうやってっていうところの部分を取り変わるのとか。
2:22:10	ある、そこにその機器の名称はとか、
2:22:14	大分不透明なところがあったと思うんですけどそこはわかるように、次回の資料でなると思っていますか。
2:22:23	はい、榎並田沢ですそう。明確にするような資料の方に反映させていただきたいと思います。
2:22:30	はい。コサクですよろしく申し上げます。
2:22:32	それで
2:22:35	うろ覚えだったので確認なんですけど、そのあたりの記載に、各繁忙と思われる。
2:22:42	表現が5として書かれてたような気がするんですけど、それは、申請対象設備内なんですか。外ですか。
2:23:08	少々お待ちください。
2:23:25	はい。日本のタナカです戻しましたその攪拌分につきましては、保守事業のような扱いということで2Bの整理と今しております。
2:23:37	はい。おそらくです私この仕分けの考えって何ですかね。
2:23:45	シャッター使うのも、その補助事業を入れるがためについてということであり、
2:23:52	閉じ込め機能が片やあるのに対して、攪拌棒にはないっちゃうのはあるんですけど、
2:23:58	そこら辺の仕分けの考えを説明ください
2:24:17	日本原燃の山崎です。
2:24:19	基本的にシャッターの方は、とじ込み機能ということで入れましたけれども、ちょっと

2:24:25	説明とかを拡充する際にですねもう少し考え方も整理して、どうしてこちらは
2:24:31	提出しなかったかっていうところもわかるように、記載を拡充させたいと思います。
2:24:37	はい。補足ですよろしくお願いします。ちなみに、攪拌棒は、
2:24:42	洗浄運転とかを整理した運転シーケンスの中で、
2:24:49	どんな感じで使われるもんなんですか。
2:24:54	日本原燃の山崎です。
2:24:56	基本的には洗浄運転をやることによって、いろいろな安定運転を状態を維持するということで模擬廃液の供給設備は、ガラス固化に必要な設備というふうに整理をしています。
2:25:08	別個攪拌部の方はですね、何らかの原因によって熔融炉の状態がさらに悪くなった場合を想定してその場合にですね、復旧させる。
2:25:18	復旧手段として、準備しているものということでちょっと扱いを変えております。
2:25:25	古作です。それで言うと、攪拌棒は、以前であれば、結構初期から使って、流下を、
2:25:35	か、
2:25:36	流下するように対応していたようなものだったのを、
2:25:40	洗浄運転のシーケンスを、
2:25:43	明確にすることによって、
2:25:46	通常のところでは使うものではなくなってるっていいですか。
2:25:52	日本原燃山崎です。その理解で問題ないです。
2:25:58	コサクですわかりました。その辺りも含めてですね、
2:26:03	ガラス湯運転で登場する人物が明確にされ、それがどういう使い方であって、なので登録としてはこの範囲でというのがわかるようにしていただければと。
2:26:14	よろしくお願いします。
2:26:17	はい、承知しました。
2:26:22	規制庁岡です。ちょっと関連してなんですけど、ずっと気になっていたところで、86 ページ目の、
2:26:29	F の、
2:26:35	下の方ですね、F のところで記載がここFです、もうちょっと下です。

2:26:43	ここがちょっと薄くてですね等々でいろいろまとめているところがあるんですがここをもう少し明確にさせていただきたいという要望が、
2:26:52	あるんですが、
2:26:53	今の攪拌棒というのはここに含まれるものなんですか、それとも別途なんでしょうか。
2:27:13	少々お待ちください。
2:27:53	あ、古作です。ちなみにあの棒という文言はシャッターの関連で、
2:27:58	この資料だと検索すると3ヶ所出てきて、
2:28:02	19 ページ。
2:28:04	と、
2:28:06	23 ページ。
2:28:08	81 ページで、流下改善のために棒状の装置を云々と書いてあるんですけど、そこに今の保守治具という言葉は出てこない。
2:28:19	ですね。
2:28:21	なんですけど、
2:28:23	私が類推する2補助事業のことじゃないかと思ってて、オオオカの推察の通りだと思っているんですけど、
2:28:31	そういったところも要望をちゃんと整理をして対応いただくのかなというふうに思ってます。
2:28:38	規制庁甲斐です。要は、先ほど登場人物という話がコサクの方からありましたがこの等っていうのはですね、結局何なのかっていうのは、
2:28:48	また、聞かなきゃいけないのでこういうところを少し明確にしておくっていうのが、設備抽出の一番の目的だと思いますので、できるだけ頭とかは使わずに少し、しっかり、
2:28:59	登場人物を明記してくださいっていうのがコメントの趣旨になります。
2:29:04	もうの方はまた整理の上、
2:29:07	やっていただければと思います。以上です。
2:29:10	出野ヤマザキ先生了解しました。
2:29:18	規制庁清水です。他は規制庁側から、こちらの資料について確認ございますでしょうか。
2:29:29	はい。さっきのコメント入ってるので大丈夫。
2:29:33	藤。
2:29:36	ければ、
2:29:37	一応現在に確認ですがあと教授リングで説明予定の内容はこちらで一通りっていうことでよろしいでしょうか。

2:29:47	はい。江村のタナカです本日予定していた、説明資料は以上になります。
2:29:52	吉見です。それでは原燃から振り返りとスケジュールについて説明をお願いします。
2:30:04	はい。年度間でそれでは振り返りということで、冒頭でご説明させていただきました本部共通で6の本文の方なんですけども、関連条文のところですね、
2:30:16	第1表というところであったところ、そちら全体的にですね、記載を拡充するという話と、あと、画面共有させていただきましたホストリヒョウですねこちらの方の、
2:30:28	機能と設備の関連性とかですね三角で示してるところ企業側で注記をつけてですね記載を拡充するというような対応を、
2:30:37	あと、共通的な記載ですね個別、
2:30:43	主配管としない理由等そういうところをですね今一度整理して、表1そのものが、見直すというような対応です。で、個別設備の方でいきますと、分離設備の方につきましては、
2:30:58	排ガス処理、
2:31:00	の配管がですねプロセスに入っているということでこちらの方配管の考え方等を踏まえてですねちょっと考えを見直すというような対応で、高レベル廃液濃縮系の方に関しては加圧設備のところがですね全体的に系統構成とかが今の資料では
2:31:17	十分説明しきれなかったというところがあるのでその拡充ですね。
2:31:22	あと、窓一律展開しなければいけないこととしましては主流路としない。
2:31:30	配管配管として扱うというようなものの理由がちょっと足りてないということで、流体の区別などを踏まえて、拡充するという対応、あと、
2:31:41	B F リードのリンクが切れているような系統図がありますのでそういうところは、リンクがとれるように記載して双方で、お見合いするように運営できるようなような形で記載するこちらの一律展開。
2:31:53	させていただきたいと。
2:31:56	説明している設備区分と別の設備区分ちょっと目立たないところがあるので兼用設備のテキストボックス等でも、その設備は何かというのがわかるような形で目立たせると、
2:32:07	というような対応です。で、ガラスの方ですと、ガラス溶融炉の
2:32:13	構成、系統構成の詳細化っていうところなんですかね、そちらの話と、

2:32:21	24 条の駅衛星関係性の整理と、こちらの方は本文の方で関連条文の方の整理というところも、ご指摘いただいたところありますので合わせて、全体的に整理して対応させていただきたいと。
2:32:34	いうところと、最後、ご指摘いただきました保守事業のところですねこちら全体、
2:32:40	東西人物はどういうものなのかというところで、明確にするというような対応をとらせていただきたいと思います。はい。スケジュールの方に関しましては本日いただいた、
2:32:50	ご指摘内容で、ぜひ設備に反映すべきものは、速やかに反映してですね、してるという風にはちょっとな、前提して難しいかなと思うんですけども、補正から約約 1 週間程度を目途に、
2:33:05	全設備を段階的にですね、出していきたいなと思うんですが、ちょっと作業進捗とかによっては提出時期とかですね提出方法を相談させていただければなというふうに思っております。以上です。
2:33:17	規制庁清水です。と規制庁はこれは特に確認等ございますでしょうか。
2:33:25	コサクです。共通 09 の別紙の提出時期が段階的になること自体は、
2:33:32	否定しませんし、補正の前に出されても別に構わないですし、
2:33:39	随時やっていただければと思うんですけど、その提出した資料がどのフェーズのものなのかっていうことだけはわかるようにしておいていただければと思います。で、基本的には、
2:33:50	今日話のあったようなことを反映したものが順次出てくると思ってればいいですかね。何か反映ん漏れというか、その手前なんですけど出したいですみたいなものがあると。
2:34:01	また混乱をしそうな気はするんですけど、どんな状況でしょうか。はい、田仲です。本日いただきました一律、全設備に関わるところにつきましては、反映した上で提出させていただきたいというふうに考えておりました。
2:34:15	はい、わかりました。補足です。それでは段階的にでもいいのでそれワ ーまたスケジュールでいつ、どんなものが出てくる。
2:34:24	いうことをわかるようにしていただければと思います。よろしくお願 いします。はい。3ヶ月承知いたしました。
2:34:32	規制庁シミズ他規制庁側から絶対起こし国立ありますでしょうか。
2:34:41	藤原燃側は特によろしいでしょうか。
2:34:45	はい。どうもタナカでした。福井ございません。
2:34:51	吉見です。それじゃこれだよ。

2:34:54	本日のヒアリングを終了したいと思います。録音を停止します。
---------	-------------------------------